

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成24年4月1日
(第8期) 至 平成25年3月31日

中日本高速道路株式会社

名古屋市中区錦二丁目18番19号

(E04371)

目次

【表紙】	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	10
5 【従業員の状況】	15
第2 【事業の状況】	16
1 【業績等の概要】	16
2 【生産、受注及び販売の状況】	21
3 【対処すべき課題】	22
4 【事業等のリスク】	24
5 【経営上の重要な契約等】	30
6 【研究開発活動】	33
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	34
第3 【設備の状況】	37
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	37
2 【道路資産】	42
第4 【提出会社の状況】	48
1 【株式等の状況】	48
2 【自己株式の取得等の状況】	50
3 【配当政策】	50
4 【株価の推移】	50
5 【役員の状況】	51
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	53
第5 【経理の状況】	58
1 【連結財務諸表等】	59
2 【財務諸表等】	111
第6 【提出会社の株式事務の概要】	143
第7 【提出会社の参考情報】	144
1 【提出会社の親会社等の情報】	144
2 【その他の参考情報】	144
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	145
第1 【保証会社情報】	145
第2 【保証会社以外の会社の情報】	145
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	145
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	147
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	147
第3 【指数等の情報】	150
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年6月25日
【事業年度】	第8期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
【会社名】	中日本高速道路株式会社
【英訳名】	Central Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 剛一
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 寺島 満
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 寺島 満
【縦覧に供する場所】	中日本高速道路株式会社 東京支社 （東京都港区虎ノ門四丁目3番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
営業収益（百万円）	791,729	581,502	659,296	596,306	1,681,015
経常利益（百万円）	13,846	10,963	11,122	10,041	8,038
当期純利益（百万円）	8,093	5,540	6,547	6,856	4,352
包括利益（百万円）	—	—	6,570	7,204	4,380
純資産額（百万円）	180,797	185,437	192,607	201,084	205,786
総資産額（百万円）	1,309,398	1,491,720	1,653,647	1,991,602	1,183,994
1株当たり純資産額（円）	1,383.05	1,425.68	1,476.02	1,528.79	1,562.58
1株当たり当期純利益金額（円）	62.25	42.61	50.36	52.74	33.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	13.7	12.4	11.6	10.0	17.2
自己資本利益率（％）	4.6	3.0	3.5	3.5	2.2
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△118,685	△130,784	△121,592	△209,522	857,056
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△40,920	△15,372	△32,761	△23,316	△27,624
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	133,612	167,607	150,908	288,546	△845,562
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	76,537	97,988	94,542	150,249	134,119
従業員数（人） （外、平均臨時雇用者数）	8,161 (1,240)	8,387 (1,439)	8,609 (1,455)	9,153 (1,860)	9,376 (2,073)

（注）1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
営業収益（百万円）	776,619	562,702	634,845	568,704	1,648,695
経常利益（百万円）	8,409	4,939	7,166	5,659	2,182
当期純利益（百万円）	5,363	1,736	3,753	2,157	583
資本金（百万円）	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
発行済株式総数（千株）	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
純資産額（百万円）	172,953	174,690	178,444	180,601	181,185
総資産額（百万円）	1,298,426	1,481,628	1,641,185	1,972,311	1,163,081
1株当たり純資産額（円）	1,330.41	1,343.77	1,372.64	1,389.24	1,393.73
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） （円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額（円）	41.25	13.35	28.87	16.59	4.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	13.3	11.8	10.9	9.2	15.6
自己資本利益率（％）	3.1	1.0	2.1	1.2	0.3
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—
配当性向（％）	—	—	—	—	—
従業員数（人）	2,111	2,096	2,117	2,094	2,053

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団(以下「道路公団」といいます。)の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	中日本高速道路㈱設立
平成17年12月	中日本エクスィス㈱(連結子会社)設立
平成18年3月	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」といいます。)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と協定 ^(注1) を締結
平成18年4月	財団法人道路サービス機構(以下「道路サービス機構」といいます。) ^(注2) 及び財団法人ハイウェイ交流センター(以下「ハイウェイ交流センター」といいます。)から、当社及び中日本エクスィス㈱がサービスエリア・パーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成18年9月	協定 ^(注1) を一部変更
平成18年10月	中日本エクストール横浜㈱(連結子会社)、中日本エクストール名古屋㈱(連結子会社)設立
平成19年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成19年4月	㈱高速道路総合技術研究所(以下「高速総研」といいます。)(持分法適用関連会社)を新設分割により設立し、当社中央研究所の営業の一部を承継
平成19年10月	中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱及び名古屋道路エンジニア㈱を株式取得により連結子会社化
平成19年11月	㈱アステック・メンテ、日本メンテックス㈱及び中部道路メンテナンス㈱を株式取得により連結子会社化し、それぞれ中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱及び中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱に商号変更 名古屋道路エンジニア㈱を中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱に商号変更
平成19年12月	東エン㈱及び㈱アルプスハイウェイサービスを株式取得により連結子会社化し、それぞれ中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱及び中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱に商号変更
平成20年1月	㈱クエストエンジニアを株式取得により連結子会社化
平成20年2月	NEXCO中日本サービス㈱(連結子会社)設立 中日本ハイウェイ・パトロール東京㈱を株式取得により連結子会社化
平成20年4月	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱が㈱クエストエンジニアを吸収合併
平成20年8月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成20年10月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成21年2月	「一般国道1号(箱根新道)に関する協定」を一部変更
平成21年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」、「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」及び「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」を一部変更 「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成21年7月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更
平成21年8月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成21年12月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更
平成23年3月	名古屋ロード・メンテナンス㈱を株式取得により連結子会社化し、中日本ロード・メンテナンス東海㈱に商号変更 「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更
平成23年6月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更

年月	事項
平成23年7月	一般国道1号(箱根新道)について、料金徴収期間を満了し、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ
平成23年10月	「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」を一部変更
平成24年1月	(株)エイチ・アール横浜及び(株)グランセルセイワサービスを株式取得により連結子会社化
平成24年3月	中日本高速技術マーケティング(株)(連結子会社)及び中日本高速オートサービス(株)(連結子会社)を設立
	一般国道139号(西富士道路)について、料金徴収期間を満了し、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ
平成24年4月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」を一部変更
	中日本ハイウェイ・アドバンス(株)(連結子会社)設立
	中日本ロード・メンテナンス静岡(株)及び東京ロードメンテナンス(株)を株式取得により連結子会社化
平成24年7月	東京ロードメンテナンス(株)を中日本ロード・メンテナンス東京(株)に商号変更
平成24年10月	(同)NEXCO中日本インベストメント(連結子会社)設立
平成25年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成25年5月	(株)アステックを株式取得により連結子会社化
平成25年6月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更

- (注) 1. 「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号(箱根新道)に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」、「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」及び「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」(以下「協定」と総称します。)をいいます。なお、協定の詳細については、後記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照下さい。
2. 当時の名称であり、有価証券報告書提出日現在の名称は財団法人高速道路交流推進財団であります。

3【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社21社及び関連会社14社（平成25年3月31日現在））は、高速道路事業、休憩所事業及びその他（関連）事業の3部門に関する事業を行っており、各事業における当社及び主な関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

本事業内容の区分は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、東海地域を中心とした1都11県（注1）において、平成18年3月31日に当社が機構と締結した協定、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路（注2）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。当該新設等の対象となる高速道路は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に従い、機構に引き渡すこととされており、当社は、当該高速道路を機構より借り受けて、高速道路事業を実施しております。高速道路の公共性に鑑み道路利用者より収受する料金には、利潤を含まないことが前提とされ、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用に充てられることとなります。

当事業における主要な業務ごとの当社及び主な子会社、関連会社（平成25年3月31日現在）の位置付けは、以下のとおりであります。

料金収受業務	(連結子会社) 中日本エクストール横浜㈱、中日本エクストール名古屋㈱
交通管理業務	(連結子会社) 中日本ハイウェイ・パトロール東京㈱、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱
保全点検業務	(連結子会社) 中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱ (持分法適用関連会社) 中日本施設管理㈱
維持修繕業務	(連結子会社) 中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱、中日本ロード・メンテナンス東海㈱、中日本高速オートサービス㈱、中日本ロード・メンテナンス静岡㈱、中日本ロード・メンテナンス東京㈱ (持分法適用関連会社) 中日本ロード・メンテナンス中部㈱、日本ロード・メンテナンス㈱、㈱東京ハイウェイ、NHS名古屋㈱、ティーシーメンテナンス㈱、㈱高速保全、㈱アステック
研究開発業務	(持分法適用関連会社) ㈱高速道路総合技術研究所（注3）
その他業務（注4）	(連結子会社) NEXCO中日本サービス㈱ (持分法適用関連会社) ㈱NEXCOシステムズ（注3）、ハイウェイ・トール・システム㈱

- (注) 1. 東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県
2. 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
3. 企業結合会計基準に基づく共同支配企業に該当しております。
4. 不動産関係業務、人材派遣業務、高速道路の通行料金、交通量等の電子計算等の業務、料金収受機械保守業務であります。

(2) 休憩所事業

休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。

当社が管理するサービスエリア・パーキングエリアの153箇所の商業施設については連結子会社である中日本エクスプレス㈱が運営、管理を行っております。そのうち、31箇所において売店運営業務を連結子会社である㈱エイチ・アール横浜及び㈱グランセルセイワサービスが行っており、また147箇所において自動販売機運営業務を連結子会社である中日本ハイウェイ・アドバンス㈱が行っております。

(3) その他（関連）事業

その他（関連）事業は、旅行事業、海外事業、カードサービス事業、トラックターミナル事業、受託事業、占用施設活用事業、物販事業及び広告事業に大別されます。

旅行事業については、平成19年12月から事業を開始し、お客さまニーズに合った旅行の提供を目指し、高速道路資産を活かした旅行商品の企画・販売に取り組んでおります。

海外事業については、アジア地域を中心に事業展開を推進しております。特にベトナムにおいては、当社の海外拠点であるベトナム事務所を軸として、現地道路機関との関係強化や情報収集を進めています。また、当社が行う海外の高速道路に関する調査及び情報収集業務を持分法適用関連会社である日本高速道路インターナショナル㈱が行っております。

カードサービス事業については、「プレミアムドライバーズカード」の魅力向上に取り組むとともに、平成24年10月から新たな会員カードとして「イオンNEXCO中日本カード」を発行しました。

トラックターミナル事業については、持分法適用関連会社である北陸高速道路ターミナル㈱が石川県金沢市におけるトラックターミナルの運営、管理を行っております。

受託事業については、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等の観点から当社において一体として実施することが適当と認められた跨道橋や取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託し、実施しております。

占用施設活用事業については、高架下駐車場等33箇所、コンビニエンスストア1店舗の管理運営及び無人パーキングエリアにおける自動販売機の管理運営を行っております。

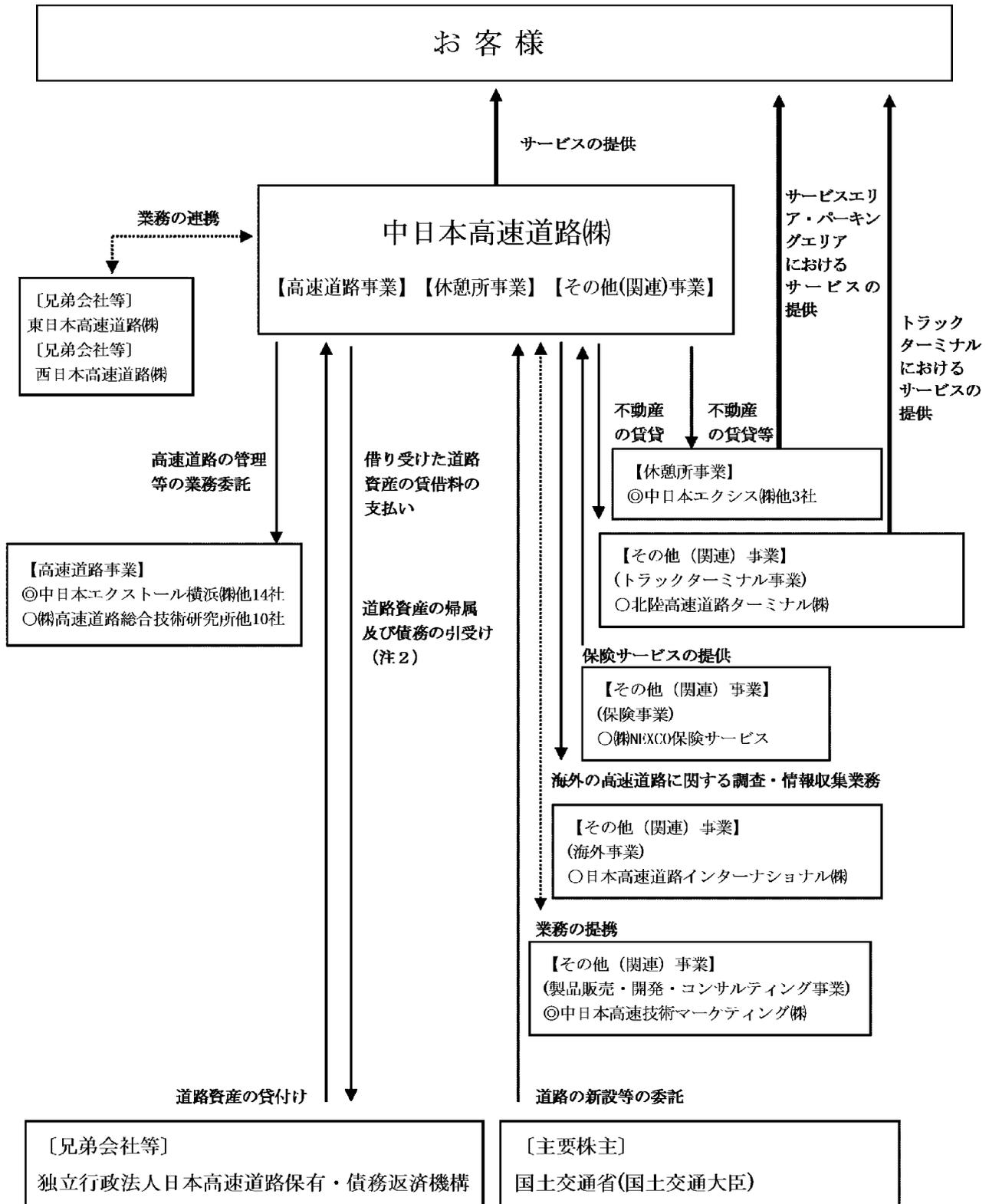
物販事業については、オリジナル商品などの企画・開発を実施しております。その他、連結子会社である中日本高速技術マーケティング㈱が土木・建築工事に資機材等の製品開発・販売などの事業を営んでおります。

広告事業については、サービスエリア営業施設の壁面やデジタルサイネージ（電子掲示板）を、広告宣伝媒体として企業や地方公共団体等に貸し出す事業を展開しております。

なお、上記のほか、福利厚生の実施を図るため、㈱NEXCO保険サービス(持分法適用関連会社)が損害保険代理業などの保険事業を行っております。また、同社は企業結合会計基準に基づく共同支配企業に該当しております。そのほか、国内外へのインフラ事業等の出資等を行い、当社グループの成長・拡大を目指すことを目的として、(同)NEXCO中日本インベストメントを設立しております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

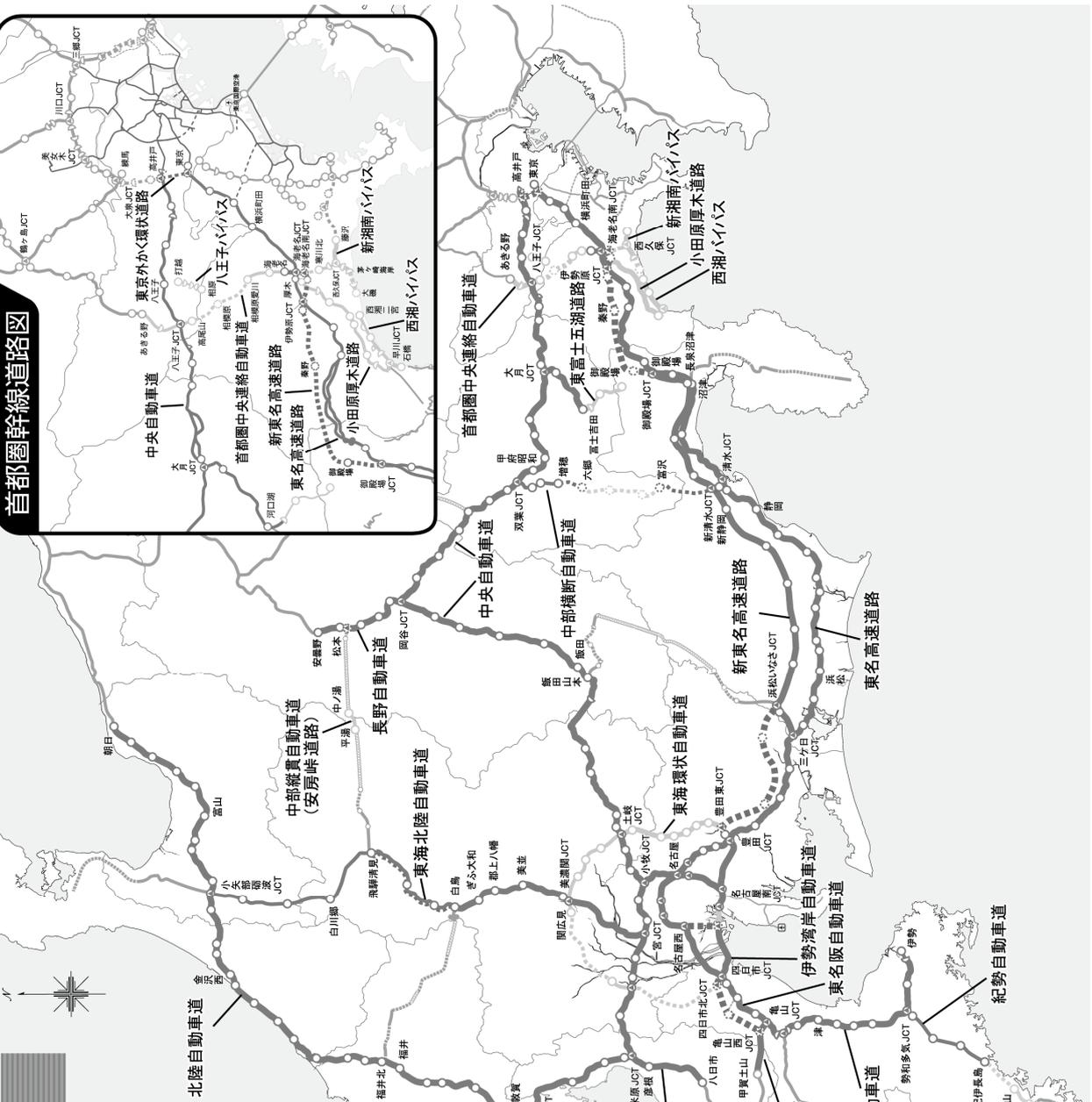
事業系統図（平成25年3月31日現在）



(注) 1. ◎は連結子会社、○は持分法適用会社を示しております。
 2. 機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないとされております。

NEXCO中日本道路網図

名古屋都市圏幹線道路図



凡例

- 高速自動車国道
- 一般有料道路
- 高速自動車国道（新直轄）
（建設中）

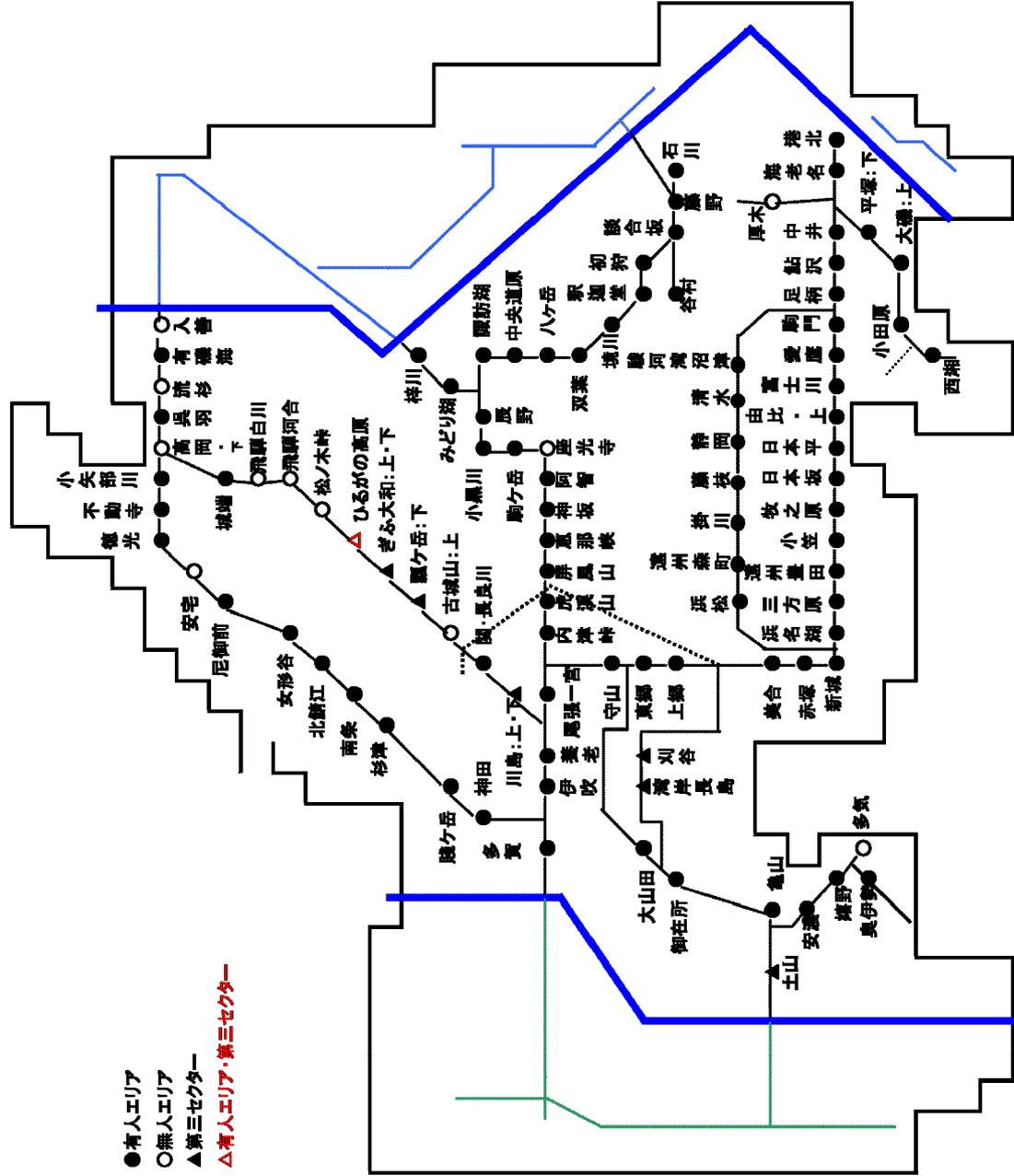
※建設中のインターチェンジ等の名称には仮称のものを言います

平成 25 年 5 月 31 日現在

首都圏幹線道路図



サービスエリア・パーキングエリア図



平成25年5月31日現在

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

平成25年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
中日本エクシス(株)	名古屋市中区	45	休憩所事業	100.0	中日本エクシス(株)は、当社が保有するサービスエリア・パーキングエリア内営業施設の運営、管理を行っております。なお、当社はかかる営業施設を中日本エクシス(株)に賃貸しております。また、当社は中日本エクシス(株)からソフトウェアを賃借しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
中日本エクストール横浜(株)	横浜市西区	100	高速道路事業	100.0	料金收受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本エクストール名古屋(株)	名古屋市中区	100	高速道路事業	100.0	料金收受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)	東京都新宿区	50	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)	名古屋市中区	50	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)	東京都新宿区	90	高速道路事業	100.0 (19.7)	保全点検業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)	名古屋市中区	90	高速道路事業	100.0 (18.7)	保全点検業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり(器具) 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)	東京都港区	30	高速道路事業	88.7 (5.5) [11.2]	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)	東京都八王子市	50	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)	名古屋市中区	45	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)	石川県 金沢市	50	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
NEXCO中日本サービス(株)	名古屋市 中区	75	高速道路事業	100.0	不動産関係業務等を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本高速技術マーケティング(株)	名古屋市 中区	10	その他(関連) 事業	100.0	技術支援業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)エイチ・アール横浜	横浜市 西区	35	休憩所事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)グランセルセイワサービス	名古屋市 中区	20	休憩所事業	56.0 (56.0) [16.1]	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス東海(株)	名古屋市 中区	30	高速道路事業	51.0 (51.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本高速オートサービス(株)	愛知県 一宮市	20	高速道路事業	100.0 (100.0)	車両管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・アドバンス(株) (注4)	東京都 港区	30	休憩所事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス静岡(株) (注5)	静岡県 磐田市	20	高速道路事業	51.0 (51.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス東京(株) (注6)	横浜市 緑区	62	高速道路事業	51.6 (51.6) [9.6]	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(同)NEXCO中日本インベストメント (注7)	名古屋市 中区	10	その他(関連) 事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 議決権の所有割合の[]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっており、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

4. 中日本ハイウェイ・アドバンス(株)は、中日本エクシス(株)が平成24年4月2日に100%出資子会社として設立しております。
5. 中日本ロード・メンテナンス静岡(株)の株式については、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)が平成24年4月4日に取得し、子会社としております。
6. 中日本ロード・メンテナンス東京(株)の株式については、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)が平成24年4月9日に取得し、子会社としております。
 なお、同社は平成24年7月2日に東京ロードメンテナンス(株)から中日本ロード・メンテナンス東京(株)に商号変更しております。
7. (同)NEXCO中日本インベストメントは、当社が平成24年10月31日に100%出資子会社として設立しております。
8. 参考として、高速道路事業等会計規則第6条(平成17年国土交通省令第65号)に定める第5号様式の規定に基づく、当連結会計年度末の当社の連結子会社に対する債権は次のとおりであります。

中日本エクシス(株)他5社	高速道路事業営業未収入金	3百万円
中日本エクシス(株)他15社	未収入金	2,016百万円
中日本エクシス(株)	敷金保証金	101百万円

(2) 持分法適用の関連会社

平成25年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
北陸高速道路ターミナル(株)	石川県 金沢市	1,156	その他(関連) 事業	26.7 (2.3) [0.9]	当社は、石川県金沢市におけるトラックターミナル事業用地を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)NEXCOシステムズ (注4)	東京都 台東区	50	高速道路事業	33.3	料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)高速道路総合技術 研究所(注4)	東京都 町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり(圃場) 役員の兼任等 なし
(株)NEXCO保険サービス (注4)	東京都 千代田区	15	その他(関連) 事業	33.3	保険代理店業務に関するサービスの提供を受けております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
ハイウェイ・トール ・システム(株)	東京都 中央区	75	高速道路事業	24.0 (7.8) [7.8]	料金収受機械保守業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
日本高速道路インター ナショナル(株) (注4)	東京都 千代田区	499	その他(関連) 事業	28.6	海外の高速道路事業に関する業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本施設管理(株)	東京都 中野区	30	高速道路事業	49.0 (49.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
日本ロード・メンテ ナンス(株)	東京都 港区	100	高速道路事業	15.0 (15.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)東京ハイウェイ	東京都 千代田区	86	高速道路事業	15.0 (15.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メン テナンス中部(株)	名古屋市 中村区	45	高速道路事業	35.6 (35.6) [9.9]	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
NHS名古屋㈱	名古屋市 千種区	20	高速道路事業	33.5 (33.5)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
ティーシーメンテナ ンス㈱	長野県 松本市	20	高速道路事業	33.4 (33.4)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱高速保全	東京都 八王子市	30	高速道路事業	33.3 (33.3)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱アステック	石川県 白山市	75	高速道路事業	33.2 (33.2) [6.8]	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 議決権の所有割合の[]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっており、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
4. 企業結合会計基準に基づく共同支配企業に該当しております。
5. 参考として、高速道路事業等会計規則第6条に定める第5号様式の規定に基づく、当連結会計年度末の当社の持分法適用関連会社に対する債権は、次のとおりであります。

㈱高速保全	高速道路事業営業未収入金	0百万円
㈱高速道路総合技術研究所他5社	未収入金	48百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
高速道路事業	8,435 (1,474)
休憩所事業	514 (598)
その他 (関連) 事業	81 (1)
全社 (共通)	346 (0)
計	9,376 (2,073)

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。) であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
2,053	41.7	18.7	7,993,798

セグメントの名称	従業員数 (人)
高速道路事業	1,610
休憩所事業	18
その他 (関連) 事業	79
全社 (共通)	346
計	2,053

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。) であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 平均勤続年数は、道路公団における勤続年数を含んでおります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、中日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 中央自動車道笹子トンネル上り線における天井板落下事故について

平成24年12月2日、当社が管理する中央自動車道笹子トンネル上り線において天井板が落下する事故が発生し、9名の方がお亡くなりになり、多くの方々が被害に遭われました。また、事故による通行止めや渋滞によって、お客さまや地域の方々に多大なご迷惑をおかけしました。

お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆さまに対しまして、深くおわび申し上げます。

また、事故によってお怪我をされた方や、ご迷惑をおかけした皆さまに心からおわび申し上げます。

当社グループでは、事故発生直後から非常体制をとり、警察・消防と連携して救助活動や避難誘導、被害の拡大防止にあたりました。また、平成24年12月3日の国土交通大臣からの指示を受け、被害に遭われた方への真摯な対応、事故の原因究明への協力と再発防止策の徹底、早期の復旧の3点に取り組みました。

ご遺族の皆さまや被害に遭われたお客さまへのご相談やご支援については、平成24年12月14日に社内に被害者ご相談室を設置して専任の社員を配置し、鋭意対応にあたっております。

事故の原因究明と再発防止については、国土交通省が設置した「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」（以下「事故調査・検討委員会」といいます。）や捜査機関の捜査等に全面的に協力するとともに、同様の天井板を有するトンネルの緊急点検及びトンネル内の道路付属物等の一斉点検を実施しました。

事故により通行止めとなった区間の復旧については、平成24年12月29日に下り線を用いた対面通行により開通させ、その後、平成25年2月8日に、全面復旧が完了しました。

再発防止と今後の更なる安全性の向上については、平成24年12月21日に、社内に社長を委員長とする「安全性向上委員会」を設置して「安全性向上に向けた取組み」に取りまとめ、平成25年2月1日に国土交通大臣へ報告し、公表しております。

平成25年2月12日には、安全に関する取組みについて、当社グループ全体をリードする役割を担うため、社内の安全管理を横断的に担当する社長直轄の組織として安全管理部を設置しました。

また、平成25年2月22日、安全性向上に係る経営上の問題点、安全性向上に向けた具体的施策、「安全性向上に向けた取組み」を具体化した「安全性向上3カ年計画」がより実効性あるものとなるよう、その策定や取組みの進捗状況、成果の検証についてご意見をいただく場として、社外の有識者からなる「安全性向上有識者委員会（以下「有識者委員会」といいます。）」を設置しました。有識者委員会は、平成25年2月24日に第1回、同年3月26日に第2回、同年5月13日に第3回を開催し、そこでの審議内容、事故調査・検討委員会での審議内容などを踏まえ、平成25年度の早期に「安全性向上3カ年計画」を策定します。併せて、有識者委員会での審議を踏まえ、平成25年3月に、社内に「組織改革諮問委員会」を設置し、今秋を目途に改革計画を策定し、実行することとしています。

私たちは、二度とこのような事故を起こさないという強い決意と深い反省のもと、ご遺族の皆さま、被害に遭われたお客さまに真摯に対応するとともに、事故の原因究明に向けて関係機関と協力しつつ、策定された「安全性向上3カ年計画」に基づき、グループを挙げて再発防止と安全性向上に取り組んでまいります。

なお、平成25年3月29日付で国土交通省から通達された「トンネル内の天井板等の第三者被害防止対策について」の内容を踏まえ、笹子トンネルと同様の構造の天井板を有する中央自動車道恵那山トンネル及び東海北陸自動車道各務原トンネルについては、天井板を撤去すべく関係機関との調整を実施するとともに、当面の対策として監視体制を強化するなど、直ちに再発防止に取り組みました。

また、笹子トンネルの天井板と同様に、接着系ボルトで固定された大型標識等の重量構造物、接着系ボルト以外で固定された天井板等についても、監視を強化する等の、今後の対応方針を決定しました。

(2) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、東日本大震災からの復興需要や個人消費に支えられた回復傾向が徐々に鈍化し、中国経済の成長鈍化など世界的な景気減速から、わが国においても平成24年7月から9月に実質GDPのマイナス成長を記録しましたが、その後、平成25年に入ると、景況感に持ち直しの兆しが見られました。

以上のような状況にあって、当社グループの事業については、平成24年4月14日に開通した新東名高速道路が牽引し、交通量、通行料金収入及びサービスエリア店舗売上高は総じて堅調に推移しました。しかし、笹子トンネル天井板落下事故後に復旧作業や緊急点検を実施したこと、冬季には日本海側を中心に前年を上回る豪雪となり管理費が計画を上回ったこと、関連事業においても投資が先行して費用が増加したことなどから、当期は増収減益となりました。

当連結会計年度の営業収益は1,681,015百万円（前年同期比181.9%増）、営業利益は6,387百万円（同27.6%減）、経常利益は8,038百万円（同19.9%減）、当期純利益は4,352百万円（同36.5%減）となりました。

なお、営業収益の大幅な増加は、新東名高速道路の開通に伴い道路資産完成高を計上したことによるものです。セグメント別の業績は、以下のとおりです。

(高速道路事業)

当連結会計年度においては、平成24年4月14日に、第二東海自動車道（新東名高速道路）御殿場ジャンクション～三ヶ日ジャンクション間162km、平成24年9月15日に、一般国道475号（東海環状自動車道）大垣西インターチェンジ～養老ジャンクション間6km、平成25年3月24日に、近畿自動車道尾鷲多気線（紀勢自動車道）紀勢大内山インターチェンジ～紀伊長島インターチェンジ間10km、平成25年3月30日に、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）海老名インターチェンジ～相模原愛川インターチェンジ間10kmを開通させました。

また、平成25年4月14日に、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）茅ヶ崎ジャンクション～寒川北インターチェンジ間5kmを開通させました。

併せて、新東名高速道路 御殿場ジャンクション～三ヶ日ジャンクション間162kmについては、新東名リーディングプロジェクト（注）において、平成21年度から実施中の新東名高速道路のフィールドを活用した実証実験を踏まえ、新東名高速道路への各種サービスの導入を進めました。

（注）国土形成上特に重要な交通基盤施設である新東名高速道路について、現東名高速道路の渋滞緩和といった補完機能にとどめることなく、わが国の最先端技術を活用した道路交通システムや、先進的なサービス・メンテナンスの導入検討、新規休憩施設の展開や周辺地域を含めた開発プロジェクトなどの検討を組織横断的に実施する取り組み。

高速道路の長期保全計画のあり方について、社内に設置した有識者による「高速道路ネットワークの長期保全計画に関する検討会」での検討を踏まえ、対症療法的な「事後保全」から「計画保全」への転換を推進する「百年道路」計画を実行するとともに、高速道路の長期保全や更新に関する技術的な検討を行うため、東日本高速道路㈱（以下「東日本高速道路」といいます。）及び西日本高速道路㈱（以下「西日本高速道路」といいます。）と共同で「高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会」を平成24年11月1日に設置し、長期保全や更新・補修に関する技術的な検討を行い、平成25年4月25日に中間取りまとめを行いました。

また、老朽化した道路構造物などについては、緊急安全点検・補修を実施しました。

災害に強い高速道路づくりとして、BCP（業務継続計画）の継続的な見直しを実施するとともに、休憩施設の防災機能強化の取組みとして、お客さま及び周辺地域の方が一次避難場所として休憩施設を活用できるよう、防災備蓄の整備を進め、併せて国土交通省や陸上自衛隊、関係地方自治体との継続的な連携強化を図りました。

本線渋滞を緩和させるため、東名阪自動車道四日市地区における暫定3車線の運用を、上り線では、平成24年12月13日に、下り線では、同年12月19日に開始しました。

ゴールデンウィークなどの交通混雑期においては、渋滞区間の安全対策（渋滞末尾への標識車の配置等）や休憩施設での特設トイレの設置、駐車場での交通整理員の配置、ゴミ清掃の時間延長、料金所での安全対策などを行いました。

次世代高速道路の実現に向けては、ITSスポットを活用した広域な道路情報の提供に加え、リアルタイム情報などの提供による安全運転支援を開始するとともに、渋滞対策への活用方法の検討に着手しました。

また、お客さまの利便性を向上するために、北陸自動車道 白山インターチェンジを完成させ、一般国道475号（東海環状自動車道）五斗薨パーキングエリアにスマートインターチェンジを設置しました。また、ETCをご利用のお客さまの増加に対応するためにETCレーンの増設を進めたことにより、ETC利用率は平成25年3月に90.6%となりました。

こうした中、当連結会計年度の営業収益は1,626,125百万円（同198.6%増）、営業利益は28百万円（同99.0%減）となりました。

営業収益の増加は、主に、新東名高速道路の開通に伴い道路資産完成高を計上したことによるものです。ただし、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき機構に帰属する道路資産は、道路資産完成原価と同額を完成高として計上するため、損益に影響しません。

営業利益の減少は、主に、中央自動車道笹子トンネル上り線における天井板落下事故後の復旧作業や緊急点検のために、費用が増加したことによるものです。

なお、当連結会計年度における通行料金収入は497,331百万円（同4.3%増）でした。

(休憩所事業)

当連結会計年度においては、新東名高速道路御殿場ジャンクション～三ヶ日ジャンクション間において、13箇所の商業施設がオープンしました。そのうち、駿河湾沼津サービスエリア、清水パーキングエリア、静岡サービスエリア、浜松サービスエリアの上下線合わせて7箇所の商業施設においては、新たなブランド「NEOPASA（ネオパー

サ)」として、未来を予感させる商業施設を整備し、高速道路の本線や「ぶらっとパーク（高速道路外からのお客さまにもご利用いただけるように入出口を整備したサービス（パーキング）エリア）」から多くのお客さまにご来場していただきました。

このほか、サービスエリアにおいては、高速道路沿線の企業とコラボレーションしたイベントや、フリーマーケットを実施するなど、お客さまのニーズにあった商品提供を行い、地域社会との連携強化や売上向上に努めました。

こうした中、当連結会計年度の営業収益は42,012百万円（同16.2%増）、営業利益は6,611百万円（同2.7%減）となりました。

（その他（関連）事業）

旅行事業については、引き続き高速道路資産を活かした旅行商品として、高速道路の工事現場・管理施設の見学と地域の観光資源を組み合わせ、当社ならではのバスツアーを企画・販売し、高速道路沿線地域への旅行の促進に取り組みました。

また、ウェブ事業においては、料金検索エンジン「ドライブコンパス」と連動したお客さまの目的地周辺の観光・宿泊情報、当社ウェブサイトのコンテンツの充実、新商品の紹介などを行い、魅力を向上させました。

海外事業については、アジア地域を中心とした有料道路事業への投資を実現すべく現地調査を実施し、各関係機関との協議を進めました。特にベトナムでは、現地の有料道路事業の受注に向けて、先方の政府機関と具体的な事業スキームや資金調達のあり方について検討を進めています。一方、コンサルティング業務については、ベトナムで2件の業務を受注しました。

さらに、海外からの視察を数多く受け入れるなどの積極的な国際交流を通じて、幅広い情報交換ネットワークの構築を進めたほか、国が実施する海外協力事業に社員を派遣するとともに、海外での道路関係会議において日本の高速道路技術を紹介するなど、国際貢献にも力を入れました。

カードサービス事業については、お客さまのご利用を促進するために、ご利用金額に応じた特産品やボーナスポイントなど新たな特典の追加付与、サービスエリア事業との連携によるサービスエリアご利用時の特典追加及びステーションにおける割引サービスなどを行い、会員カードの魅力を向上させました。

また、新たな会員カードとして「イオンNEXCO中日本カード」を発行しました。

こうした中、当連結会計年度の営業収益は12,923百万円（同17.2%減）、営業損失は268百万円（前年同期は営業損失819百万円）となりました。

（元社員の所得税法違反事案について）

平成23年10月から12月にかけて、当社の元社員が所得税法違反及び詐欺罪により逮捕・起訴され、平成24年4月に有罪判決（懲役4年、罰金3,200万円）が確定しました。当社では、平成23年3月、社内に「社員の所得税法違反事案に関連する調査及び再発防止のための委員会」を設置し、所得税法違反・詐欺事案をはじめ、業務プロセス全般についても幅広く調査・検証を行ってまいりましたが、当該調査結果を平成24年9月21日に公表しました。

調査において、当社の元社員による所得税法違反・詐欺事案以外にも、これに関連して工事管理や用地補償に関して不適切な業務処理が行われていた事案が判明しました。

調査結果を踏まえ、関係者についての処分等を行うとともに、再発防止策を取りまとめのうえ調査結果と同時に公表しました。なお、同日、当社社長が国土交通大臣から嚴重注意を受けました。

当社の業務に関連して、このような事案が発生したことは誠に遺憾であり、深くおわび申し上げるとともに、一日も早く国民の皆さまの信頼を回復できるよう、全社をあげて再発防止策の実施の徹底に努めているところです。

（3）キャッシュ・フローの状況

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前当期純利益8,376百万円に加え、たな卸資産の減少額が788,080百万円、減価償却費20,782百万円などによる増加があった一方、売上債権の増加額868百万円などにより、営業活動によるキャッシュ・フローは、857,056百万円の資金収入（前年同期は209,522百万円の資金支出）となりました。

なお、上記たな卸資産の減少額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の減少によるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

定期預金の払戻による収入1,140百万円などとなったものの、定期預金の預入953百万円、料金機械、ETC^(注)装置等の設備投資29,318百万円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは、27,624百万円（同18.5%増）の資

金支出となりました。

(注) ETCとは、Electronic Toll Collection Systemの略称で無線通信技術を使って自動的に有料道路の通行料金の支払いを行うシステムです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債の発行による収入309,264百万円、金融機関からの長期借入れによる収入34,000百万円などとなったものの、長期借入金債務の返済394,247百万円（機構法第15条第1項による債務引受額386,150百万円を含みます。）、道路建設関係社債の償還794,167百万円（機構法第15条第1項による債務引受額）などにより、財務活動によるキャッシュ・フローは845,562百万円（前年同期は288,546百万円の資金収入）の資金支出となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べ16,130百万円減少し、134,119百万円（同10.7%減）となりました。

(参考)

提出会社は、高速道路事業等会計規則第6条の規定により当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」を以下のとおり作成しております。

I 高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：百万円)

1. 営業収益		
料金収入	497,373	
道路資産完成高	1,127,926	
その他の売上高	478	1,625,778
2. 営業外収益		
受取配当金	410	
物品売却益	0	
土地物件貸付料	17	
固定資産受贈益	5	
雑収入	185	619
3. 特別利益		
固定資産売却益	43	43
高速道路事業営業収益等合計		1,626,441

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントの業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、5か年の経営計画を策定して事業を推進しています。経営計画は、毎年度、経営環境の変化を反映して見直しています。

平成24年度に策定した経営計画の主な施策は以下のとおりです。なお、経営計画については、例年3月下旬頃に策定、4月に公表を行っているところですが、平成25年度においては、前述の「安全性向上に向けた取組み」及び「安全性向上3カ年計画」の内容、事故調査・検討委員会の審議及び有識者委員会の意見、並びに、高速道路3会社（東日本高速道路、西日本高速道路及び当社）で設置した「高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会」の検討結果などを受けて、内容の見直しを行ってまいります。

1. 基本施策

(1) すべてのステークホルダーの皆さまに感動と満足を

～お客さま第一の徹底、地域との連携、ステークホルダーコミュニケーションの充実～

- ①「安全・安心・快適」にご利用いただける高速道路空間を創出します。
- ②お客さまの期待を超え、感動を呼ぶサービスを提供します。
- ③お客さまの期待に応える事業活動とあわせて、ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションを大切にしながら広報・渉外活動を積極的に展開し、感動と信頼のNEXCO中日本ブランドを構築します。
- ④社会の期待やニーズの変化に的確に対応し、本業を通じてCSRを実践します。
- ⑤社員のモチベーションを高め、働きがいのある職場をつくります。
- ⑥「高い倫理観に根ざした企業文化」を醸成します。
- ⑦公正・透明な手続きのもと、適切な調達を実施します。
- ⑧低利で安定的な資金調達を行います。

(2) 飛躍へのたゆまぬ挑戦

- ①イノベーションを加速し、新たな事業領域に挑戦します。
- ②「世界をリードする高速道路システム」を展開します。
- ③世界的水準の技術開発を推進します。
- ④変革への強い意志を持った人材を育成します。
- ⑤グループ総合力を強化し、グループ経営の活性化・効率化を推進します。

2. 高速道路事業施策

- ①新規ネットワークの構築を進めるべく、平成29年度までに、155kmの高速道路を新たに開通させます。また、料金徴収期間が満了する道路を適切に国へ引き継ぎます。
- ②「百年道路」計画や災害に強い高速道路づくりを推進し、お客さまに安全で安心してご利用いただける高速道路空間を提供します。
- ③快適な高速道路空間とサービスを提供するため、付加車線の設置などの渋滞対策や営業中の高速道路の機能強化・利便性向上のため、スマートインターチェンジの着実な整備を進めます。
- ④ITS技術の導入などにより、世界をリードする高速道路システムを展開します。
- ⑤設計段階における道路構造の見直しや、工事段階での新技術や新工法の採用などにより、一層のコスト縮減を促進します。
- ⑥アウトカム指標を用いた事業目標を設定します。

3. 関連事業施策

- ①お客さまに感動していただけるサービスエリアを創造します。
- ②サービスエリアを通じて地域の発展や環境保全に貢献します。
- ③サービスエリアの機能を拡充し、事業の拡大・成長を追求します。
- ④お客さまに高速道路をより楽しくご利用いただくためのサービスとして、旅行業やカードサービス事業などを推進します。
- ⑤海外において積極的に事業を展開します。

当社グループでは、中央自動車道笹子トンネル上り線における天井板落下事故という、決してあってはならない事故が発生してしまった事実を厳粛かつ深刻に受け止め、深い反省のもと、ご遺族の皆さま、被害に遭われた皆さまに真摯に対応するとともに、「安全性向上3カ年計画」に基づき、徹底した再発防止と安全性向上に取り組んでまいります。

また、平成24年4月、当社元社員が所得税法違反及び詐欺罪による有罪判決が確定しました。当社は、今回の事案

を機に、業務プロセス全般についても幅広く調査・検証したところ、他の用地補償案件や工事においても不適切な事務処理が判明し、その結果を平成24年9月21日に関係者の処分及び再発防止策と併せて公表しました。

当社は、これらの事案を極めて厳粛に受け止め、全社を挙げてコンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化、チェック体制の見直しなど再発防止策を徹底して実施し、適正な業務の遂行と信頼回復に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社グループの事業その他に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

なお、本項においては、将来に関する事項は、別段の表示がない限り、当連結会計年度末において判断したものであります。

1. 民営化について

(1) 経緯

当社は、道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号。以下「整備法」といいます。また、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。）及び民営化関係法施行法の施行により、機構、東日本高速道路、首都高速道路(株)、西日本高速道路、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下、当社、東日本高速道路、首都高速道路(株)、西日本高速道路、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（高速道路会社法）

① 目的等

高速道路会社法は、高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定しております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に立入検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱）にあつては、政府及び地方公共団体は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。なお、当事業年度以降において、政府が当社の債務に新規の保証契約をする予定はありません。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（特措法）

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、高速道路会社による高速道路の整備等（第3条から第9条まで）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）をいいます。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

c 工事の廃止（第21条）

許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときには、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 料金徴収の対象等（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）

高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めるときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
- b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。
- c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設等は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

- a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）
高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされております。
- b 供用約款の掲示（第7条）
高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）
高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあっては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。
- d 料金の額等の基準（第23条）
料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されております。
- e 公告（第22条、第24条、第25条）
高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。
高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- f 割増金（第26条、第42条）
高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。
- g 道路の工事の検査（第27条）
高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。
- h 法令違反等に関する監督（第46条）
国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。
- i 料金に関する監督（第47条）
国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。
- j 道路の管理に関する勧告等（第48条）
国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（機構法）

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（民営化関係法施行法）

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、概ね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。なお、協定の詳細については、後記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照下さい。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (ウ) その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を一定の割合（「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」に係るものについては1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」に係るものについては4%）を超えて変動したときの貸付料の増減算等の措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の変更、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り、）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、協定においてそれぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情

勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航、工事差止訴訟の提起等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 ② 概要（イ）道路資産等の帰属（第51条） a」をご参照下さい。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路は、それぞれ、道路公団の民営化に伴い道路公団の債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 経済・社会情勢

わが国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合や、急速な少子高齢化等社会情勢に変化があった場合、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 季節性

当社グループの事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期と比較して上期の費用は少なくなる傾向があります。このような傾向が当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、休憩所事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピュータシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピュータシステムが重要な役割を果たしています。これらのコンピュータシステムには、セキュリティ体制を構築しておりますが、人的ミス、自然災害、停電、コンピュータウィルス及び不正アクセス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアその他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

偽造ハイウェイカードの不正利用の問題については、平成18年3月31日をもってハイウェイカードの利用を終了しておりますが、その被害額は、正規に販売したハイウェイカードの払戻しが完了していないため、未だ確定しておりません。当社は、ハイウェイカード偽造損失補てん引当金を計上しておりますが、被害額が想定を上回った場合は、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、ハイウェイカード残数のETCへの付替えは平成25年1月27日をもって受付を終了しました。また、払戻しにつきましても平成28年3月31日をもって終了する旨を、東日本高速道、首都高速道路(株)、西日本高速道路、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)並びに当社の連名で、平成24年9月24日に公表しております。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続の対象となる可能性があります。

将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、中央自動車道笹子トンネル上り線における天井板落下事故に関して、当社及び当社子会社を被告とする約8億9千万円の損害賠償請求訴訟が提起されております。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産に係る税制が変更された場合、当社に課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路付属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する高速道路事業の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間等が定められております。

当社及び機構は、概ね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができるものとされております。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様となっております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ各協定において定められている計画収入の金額（以下「計画収入」といいます。）に、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」にあつては計画収入の1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」にあつては計画収入の4%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」にあつては計画収入の1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」にあつては計画収入の4%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」につきましては、平成23年7月25日をもって料金徴収期間を満了し、これに伴い一般国道1号（箱根新道）は、平成23年7月26日午前0時以降、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されました。同様に「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」につきましては、平成24年3月31日をもって料金徴収期間を満了しました。これに伴い一般国道139号（西富士道路）は、平成24年4月1日午前0時以降、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されております。

当社及び機構は、当社の所有する料金徴収施設等の耐用年数の見直し等に伴い、平成18年9月21日付で当該協定を一部変更しており、かかる協定においては、平成18年度以降の貸付料についても変更されております。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴い北陸自動車道白山インターチェンジの設置などを協定に盛り込み、平成19年3月22日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、白山インターチェンジの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、白山インターチェンジの収入が見込まれる平成24年度以降変更されております。

当社及び機構は、東海環状自動車道美濃関ジャンクション～関広見インターチェンジの設置などを協定に盛り込み、平成20年8月1日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、関広見インターチェンジの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、関広見インターチェンジの収入が見込まれる平成21年度以降変更されております。

当社及び機構は、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）等に基づいて、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）（以下「財源特例法」といいます。）第2条第4項第2号に定める事業として、平日深夜割引などの割引を協定に盛り込み、平成20年10月7日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、割引実施に伴って貸付料が平成20年度、平成21年度について変更されております。

当社及び機構は、一般国道1号（箱根新道）の交通量増加に伴う収入の増加等により早期の営業期間短縮が見込まれたことから、平成21年2月19日付で、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、箱根新道の交通量増加や、無料開放引継に必要な費用の増加のため、貸付料や修繕工事に伴う債務引受限度額が、平成20年度以降変更されております。

当社及び機構は、「既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化」（平成20年12月8日 政府・与党）及び「生活対策」（平成20年10月30日 新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）等に基づいて、平成21年3月10日付で、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」、「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」及び「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」を一部変更しております。かかる協定においては、財源特例法に基づき、休日昼間割引や休日特別割引などの割引やスマートインターチェンジ整備事業に必要な債務引受限度額が追加され、平成20年度以降の貸付料についても、変更されております。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴い南条スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置を協定に盛り込み、平成21年3月26日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。なお、債務引受限度額や貸付料の変更はありません。

当社及び機構は、ゴールデンウィークの渋滞発生状況等を踏まえ、これまで以上に大きな渋滞発生が見込まれるお盆期間を中心として、交通分散を図る料金施策を行うため、平成21年7月13日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」（いずれも平成18年3月31日締結、同年4月1日施行）を一部変更しております。当該協定においては、料金収入や貸付料の変更は行っておりません。

当社及び機構は、第4回国土開発幹線自動車道建設会議（平成21年4月27日）の審議並びに国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う東海北陸自動車道白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジの四車線化事業及び東海北陸自動車道西尾張インターチェンジの設置などを協定に盛り込み、平成21年8月10日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ四車線化の工事及び西尾張インターチェンジの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、追加される事業の中で最も供用が早い西尾張インターチェンジの収入が見込まれる平成26年度以降変更されております。

当社及び機構は、過去のお正月の渋滞発生状況等を踏まえ、これまで以上に大きな渋滞発生が見込まれるお正月期間の交通分散を図る料金施策を行うため、平成21年12月2日付で、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入や貸付料の変更は行っておりません。

当社及び機構は、「高速道路の当面の新たな料金割引について」（平成23年2月16日 国土交通省）に基づく新たな料金割引の導入、「新たな将来交通需要推計」（平成20年11月26日 社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会）を踏まえた推計交通量の見直し及び国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う富士吉田北スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置の追加等に伴い、平成23年3月17日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」（平成23年法律第42号）に基づく料金割引の見直し、東海環状自動車道関広見インターチェンジ～四日市北ジャンクションの追加に伴い、平成23年6月6日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」を、また、平成23年10月24日付で「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」を、一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う、東海北陸自動車道白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジの四車線化事業の再開、中央自動車道富士吉田線中央ジャンクション～東名ジャンクション、近畿自動車道伊勢線名古屋西ジャンクション～飛鳥ジャンクション、笛吹スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置等の追加及び「将来交通需要推計手法（道路）」（平成22年11月19日 国土交通省）を踏まえた推計交通量の見直し等に伴い、平成24年4月17日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）」を踏まえた、平成24年度補正予算の成立（平成25年2月26日）に基づいて、「道路ストックの老朽化対策」及び「円滑な都市・地域活動のための渋滞対策」を実施するため、修繕に係る工事に要する費用の一部前倒しを行い、平成25年3月21日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う談合坂スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置の追加等に伴い、平成25年6月11日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、債務引受限度額が変更されています。

(注) 上記のうち、工事中のインターチェンジ等の名称は仮称のものを含まず。

(2) 東日本高速道路及び西日本高速道路との間の業務の連携等に関する包括協定

当社は、東日本高速道路及び西日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

当該包括協定において、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項については、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、東日本高速道路及び西日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して行う料金徴収・料金事務センター運営業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定（以下「個別協定」と総称します。）を締結しております。

これらの個別協定の有効期間は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前（いずれによるかは各個別協定において定められております。）までに当社、東日本高速道路及び西日本高速道路のいずれからも個別協定の内容の変更の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後この例に従うとされております。現在、当該個別協定は、上記に基づき、自動更新され、平成26年3月31日まで有効となっております。

なお、研究開発・技術協力業務に関しては、高速総研（持分法適用関連会社）における業務の実施方法等について、平成19年4月1日付で新たな個別協定を締結しております。

当社は、東日本高速道路、西日本高速道路、首都高速道路㈱及び阪神高速道路㈱との間で、5社が海外事業において連携又は共同して業務を行う際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成23年8月10日付で海外事業の連携等に関する包括協定を締結しております。これに基づき、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業の実施を目的とした日本高速道路インターナショナル㈱（以下「インターナショナル社」といいます。）が上記5社の出資により、平成23年9月1日付で設立されました。

また、当該包括協定においては、業務の実施方法等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされております。これに基づき、当社、東日本高速道路、西日本高速道路、首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及びインターナショナル社の6社は、平成23年9月1日付で、インターナショナル社の運営にあたり必要な事項を定める協定を締結するとともに、6社が連携又は共同して行う世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業に関し、その業務の一部をインターナショナル社に対して業務委託する場合における方法等を定め、もって海外事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とすべく、併せて業務委託基本協定を締結しております。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を行っております。かかる技術開発の重要テーマは、安全・安心、快適、コスト縮減、効率的な事業、品質、環境負荷低減であり、新技術・新工法・新材料の開発を進めることであります。

主たる研究開発活動を実施するにあたって、当社は、東日本高速道路及び西日本高速道路と共同して高速総研を設立し、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図っております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、778百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予見、見通し、所感等の将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因

① 高速道路事業の特性

高速道路事業については、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております（協定については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照下さい。）。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、上期の費用は、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期と比較して少なくなる傾向があります。

② 機構による債務引受け等

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を概ね調達時期が古い順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

③ 高速道路事業に係る利益剰余金の活用

高速道路事業に係る利益剰余金の一部を新たに「安全性向上積立金」として積立て、これを活用して、高速道路の安全性向上に資する施策を実施する場合があります。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。また、当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要なものであると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積りと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

④ 仕掛道路損失引当金

当社グループは、将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当連結会計年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を仕掛道路損失引当金として計上することとしておりますが、見積りを超える損失が発生した場合、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

なお、当連結会計年度末の仕掛道路資産については、将来の引渡時の損失が見込まれないため、残高はありません。

⑤ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑦ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多数の前提条件に基づき算出し、減損の要否を検討しております。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は1,681,015百万円（前年同期比181.9%増）となりました。内訳は、高速道路事業が1,626,125百万円（同198.6%増）となり、休憩所事業が42,012百万円（同16.2%増）、その他（関連）事業が12,923百万円（同17.2%減）となりました。

② 営業利益

当連結会計年度における営業費用は1,674,628百万円（同185.1%増）となりました。内訳は、高速道路事業が1,626,096百万円（同200.2%増）、休憩所事業が35,401百万円（同20.5%増）、その他（関連）事業については13,192百万円（同19.7%減）となりました。

以上により、当連結会計年度における営業利益は6,387百万円（同27.6%減）となりました。内訳は、高速道路事業が28百万円（同99.0%減）、休憩所事業が6,611百万円（同2.7%減）、その他（関連）事業が営業損失268百万円（前年同期は営業損失819百万円）となりました。

③ 経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、受取利息100百万円等の計上により1,834百万円（同18.2%増）、営業外費用は支払利息136百万円等により183百万円（同45.0%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は8,038百万円（同19.9%減）となりました。

④ 当期純利益

当連結会計年度の特別利益は、負ののれん発生益339百万円等の計上により605百万円（同69.0%減）、特別損失は固定資産除却損145百万円等の計上により268百万円（同48.1%減）となりました。

以上の結果、法人税等を控除した当期純利益は4,352百万円（同36.5%減）となりました。なお、1株当たり当期純利益金額は33円48銭であります。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況

1 業績等の概要 (3)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第一部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておられません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は上記のとおり当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、主に高速道路事業のために保有する設備への投資を行っており、当連結会計年度においては、総額29,321百万円の設備投資(無形固定資産を含む。)を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っておりません。

高速道路事業については、当連結会計年度においては、主に料金収受機械及びETC設備等に総額18,202百万円の設備投資を行いました。

休憩所事業については、当連結会計年度においては、主に進化したサービスエリア「NEOPASA」のオープンやサービスエリアのリニューアル等に総額8,347百万円の設備投資を行いました。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

① 提出会社

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積千 ㎡)	工具器具 及び備品	リース 資産		合計
東京料金所他 255箇所等 (川崎市宮前区 他)	高速道路事業	料金徴収施設等	37,138	49,660	228 (5)	2,133	11	89,172	-
海老名SA他177 箇所 (神奈川県海老 名市他)	休憩所事業	道路休憩施設	33,817	989	107,621 (1,355)	218	-	142,647	-
トラックターミ ナル (石川県金沢市)	その他(関連)事 業	トラックターミ ナル	-	-	1,340 (67)	-	-	1,340	-
本社他19事業所 及び社宅等 (名古屋市中区 他)	全社(共通)	本社、支社及び 社宅等	9,607	2	8,319 (265) [79]	1,133	357	19,419	1,382

- (注) 1. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料は1,420百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
2. 料金所及び保全・サービスセンターの建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれておりますので、上記には含まれておりません。
3. 道路休憩施設に係る土地の一部を連結子会社中日本エクシス(株)以外の者に賃貸しております。なお、賃貸している土地の面積は19千㎡、帳簿価額は453百万円であります。
4. トラックターミナルに係る土地は北陸高速道路ターミナル(株)に賃貸しております。なお、賃貸している土地の面積は67千㎡、帳簿価額は1,340百万円であります。
5. 現在休止中の主要な設備はありません。
6. 上記のほか、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間賃借料は10百万円であります。
7. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
8. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

平成25年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員 数 (人)
				建物 及び 構築物	機械装 置及び 車両運 搬具	土地 (面積千 m ²)	工具器 具及び 備品	リース 資産	合計	
中日本エクシス(株)	本社他6事業 所 (名古屋市 中区他)	休憩所事業	本社等	282	105	- (-)	619	-	1,007	266 [68]
中日本エクストール 横浜(株)	本社 (横浜市西区)	高速道路事業	本社等	6	-	- (-)	8	42	57	1,226 [299]
中日本エクストール 名古屋(株)	本社他1事業 所 (名古屋市 中区)	高速道路事業	本社等	13	-	- (-)	72	19	105	1,981 [281]
中日本ハイウェイ・ パトロール東京(株)	本社 (東京都 新宿区)	高速道路事業	本社等	10	-	1 (0)	3	-	15	387 [3]
中日本ハイウェイ・ パトロール名古屋(株)	本社 (名古屋市 中区)	高速道路事業	本社等	6	0	- (-)	1	0	9	416 [7]
中日本ハイウェイ・ エンジニアリング 東京(株)	本社 (東京都 新宿区)	高速道路事業	本社等	423	80	601 (3)	179	263	1,548	655 [8]
中日本ハイウェイ・ エンジニアリング 名古屋(株)	本社他1事業 所 (名古屋市 中区他)	高速道路事業	本社等	1,394	28	805 (17) [3]	468	11	2,707	789 [8]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス東名(株)	本社 (東京都港区)	高速道路事業	本社等	34	99	39 (-)	35	70	278	125 [1]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス中央(株)	本社 (東京都 八王子市)	高速道路事業	本社等	16	21	- (-)	21	9	69	67 [53]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス名古屋 (株)	本社 (名古屋市 中区)	高速道路事業	本社等	688	61	284 (11) [3]	78	7	1,120	169 [8]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス北陸(株)	本社 (石川県 金沢市)	高速道路事業	本社等	164	58	- (-) [0]	40	2	266	113 [34]
NEXCO中日本サービ ス(株)	本社他1事業 所 (名古屋市 中区他)	高速道路事業	本社等	110	-	- (-)	30	7	148	783 [532]
中日本高速技術マー ケティング(株)	本社 (名古屋市 中区)	その他(関連) 事業	本社等	-	-	- (-)	-	-	-	2 [1]
(株)エイチ・アール横 浜	本社 (横浜市西区)	休憩所事業	本社等	179	-	0 (0)	49	64	293	38 [256]
(株)グランセルセイワ サービス	本社 (名古屋市 中区)	休憩所事業	本社等	107	1	- (-)	33	56	198	158 [146]
中日本ロード・メン テナンス東海(株)	本社 (名古屋市 中区)	高速道路事業	本社等	90	5	24 (0) [0]	3	-	124	67 [76]

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員 数 (人)
				建物 及び 構築物	機械装 置及び 車両運 搬具	土地 (面積千 ㎡)	工具器 具及び 備品	リース 資産	合計	
中日本高速オートサービス㈱	本社 (愛知県 一宮市)	高速道路事業	本社等	0	-	- (-)	-	-	0	5 [-]
中日本ハイウェイ・アドバンス㈱	本社 (東京都 港区)	休憩所事業	本社等	273	3	- (-)	92	0	369	34 [128]
中日本ロード・メンテナンス静岡㈱	本社 (静岡県 磐田市)	高速道路事業	本社等	-	-	- (-)	0	-	0	15 [-]
中日本ロード・メンテナンス東京㈱	本社 (横浜市 緑区)	高速道路事業	本社等	47	11	158 (1)	0	-	218	27 [164]

- (注) 1. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料は860百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
2. 上記のほか、主要なリース設備として情報処理システム機器や作業車両などを賃借しており、年間賃借料は全体で38百万円であります。
3. 道路休憩施設に係る土地及び建物の一部を提出会社より賃借しており、このうち建物の一部を連結会社以外の者に転貸しております。なお、提出会社より賃借している土地の面積は1,255千㎡、帳簿価額は105,791百万円であります。
4. 現在休止中の主要な設備はありません。
5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
6. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書きしております。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備に係る重要設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 東京料金所 他255料金所	川崎市 宮前区他	高速道路事業	料金所設備等 (ETC等)	14,354	-	自己資金	平成25年4月	平成26年3月
当社 富士川SA 他77箇所	静岡県 富士市他	休憩所事業	営業用建物等	3,114	-	自己資金 及び借入金	平成25年4月	平成26年3月

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、第二東海自動車道等の建設及び改築並びに高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等の修繕等により仕掛道路資産当期増加額339,846百万円を計上しております。

また、当連結会計年度において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に帰属することとなった道路資産完成高は1,127,926百万円であり、内訳は下表のとおりであります。これに伴い、仕掛道路資産当期減少額1,127,926百万円を計上しております。

路線・区間等		帰属時期(注1)	道路資産完成高 (百万円)(注2)
高速自動車国道 第二東海自動車道横浜名古屋線	静岡県御殿場市駒門～ 静岡県浜松市北区引佐町東黒田 新設	平成24年4月	983,159
	静岡県静岡市葵区小瀬戸～ 静岡県静岡市葵区飯間 (静岡サービスエリアスマート インターチェンジ)	平成24年4月	197
		平成25年3月	
静岡県浜松市浜北四大地～ 静岡県浜松市北区都田町 (浜松サービスエリアスマート インターチェンジ)	平成24年4月	219	
	平成25年3月		
高速自動車国道 北陸自動車道	石川県白山市中新保町 (白山インターチェンジ) 改築	平成24年4月	991
		平成25年3月	
高速自動車国道 中央自動車道西宮線	岐阜県養老郡養老町飯積 (養老ジャンクション) 新設	平成24年9月	8,666
高速自動車国道 近畿自動車道名古屋亀山線	愛知県春日井市勝川 (勝川インターチェンジ) 改築	平成24年10月	401
高速自動車国道 中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡富士川町大柵 (増穂インターチェンジ) 新設	平成25年3月	845
高速自動車国道 東海北陸自動車道	岐阜県郡上市八幡町有坂～ 岐阜県郡上市大和町島 改築	平成25年3月	1,307
高速自動車国道 近畿自動車道尾鷲多気線	三重県度会郡大紀町崎～ 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島 区東長島 新設	平成25年3月	36,065
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県大垣市桜町～ 岐阜県養老郡養老町飯積 新設	平成24年9月	1,121
	岐阜県土岐市泉町 (五斗蒔パーキングエリアスマ ートインターチェンジ)	平成25年2月	506
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	神奈川県海老名市中新田～ 神奈川県相模原市南区当麻 新設	平成25年3月	61,248

路線・区間等		帰属時期(注1)	道路資産完成高 (百万円)(注2)
高速自動車国道 第一東海自動車道	神奈川県海老名市社家～ 神奈川県海老名市中新田 改築	平成25年3月	1,806
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	修繕	平成24年6月	30,281
		平成24年9月	
		平成24年12月	
		平成25年3月	
一般国道16号 (八王子バイパス)	修繕	平成24年9月	30
		平成24年12月	
		平成25年3月	
一般国道158号 (中部縦貫自動車道(安房峠道 路))	修繕	平成24年6月	10
		平成24年9月	
		平成24年12月	
		平成25年3月	
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	災害復旧	平成24年6月	1,067
		平成24年9月	
		平成24年12月	
		平成25年3月	
合計			1,127,926

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。
2. 道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産であります。

平成25年3月31日現在

区分		賃借料(百万円) (注1)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	348,352 (注2) (注3)
	高速自動車国道中央自動車道西宮線(大月市から東近江市まで(八日市インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中央自動車道長野線(岡谷市から安曇野市まで(豊科インターチェンジを含む。)) (注4)	
	高速自動車国道第一東海自動車道	
	高速自動車国道東海北陸自動車道	
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	
	高速自動車国道中部横断自動車道	
	高速自動車国道北陸自動車道(富山県下新川郡朝日町から米原市まで(朝日インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで(甲賀土山インターチェンジを含まない。))	
	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線(小浜市から敦賀市まで((仮称)小浜インターチェンジを含まない。))	
	一般国道1号(新湘南バイパス)	
	一般国道1号(西湘バイパス)	
	一般国道138号(東富士五湖道路)	
	一般国道271号(小田原厚木道路)	
	一般国道302号(伊勢湾岸道路)	
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない。))		
一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田市から四日市市まで)		
一の路線	一般国道16号(八王子バイパス)	1,693 (注3)
	一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))	202 (注3)
合計		350,248

- (注) 1. 当連結会計年度の機構からの賃借料を記載しております。
 2. 全国路線網の賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではなく、全国路線網一括で定められております。
 3. 当連結会計年度では実績収入が加算基準額又は減算基準額を超えたため、超過額を加算又は減算の上、賃借料として計上しております。なお、その金額は以下のとおりで、上記表の内数(△は減算)としております。

(1) 加算額	
全国路線網	18,051百万円
一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))	59百万円
(2) 減算額	
一般国道16号(八王子バイパス)	△64百万円

協定の概要につきましては、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1)機構と締結する協定」をご参照下さい。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

4. 高速自動車国道中央自動車道長野線の豊科インターチェンジについては、平成24年10月7日より安曇野インターチェンジに名称変更しております。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産に係る重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	270,707	4,427 [18,556]	昭和37年10月	平成32年度
高速自動車国道中央自動車道西宮線	18,581	2,664 [10,401]	昭和41年10月	平成32年度
高速自動車国道中央自動車道長野線	4,319	- [-]	平成18年4月	平成32年度
高速自動車国道第一東海自動車道	87,136	24,945 [40,141]	平成10年1月	平成33年度
高速自動車国道東海北陸自動車道	215,827	4,211 [119,580]	昭和54年3月	平成30年度
高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	3,030,164	423,206 [990,192]	平成5年12月	平成32年度
高速自動車国道中部横断自動車道	251,082	40,780 [11,186]	平成5年12月	平成29年度
高速自動車国道北陸自動車道	4,762	106 [991]	平成18年4月	平成26年度
高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	171,479	4,924 [123,834]	昭和58年8月	平成30年度
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	395,019	39,991 [41,636]	平成5年12月	平成30年度
高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	76,892	2,894 [63,328]	平成5年12月	平成25年度
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	202,750	104,755 [1,075]	平成11年1月	平成26年度
一般国道1号(新湘南バイパス)	5,995	- [-]	平成30年4月	平成32年度
一般国道271号(小田原厚木道路)	71	4 [-]	平成4年8月	平成25年度
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	203,349	20,942 [93,486]	平成16年6月	平成26年度
一般国道475号(東海環状自動車道)	91,615	301 [2,958]	平成19年4月	平成32年度
計	5,029,748	674,157 [1,517,369]	-	-

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当連結会計年度末における既支払額であります。なお、当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しております。
5. 完了予定時期は道路資産が機構に帰属する最終時期を表しており、完了予定時期に先駆けて順次機構に帰属することがあります。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、財源特例法に基づく高速道路利便増進事業に関する計画によるスマートインターチェンジ整備事業について49,528百万円、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において248,851百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で35,264百万円と見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	520,000,000
計	520,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	130,000,000	130,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式、 単元株式数は100株。
計	130,000,000	130,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成17年10月1日	130,000,000	130,000,000	65,000	65,000	65,000	65,000

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路会社はその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は1,000円です。

(6)【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	2	—	—	—	—	—	—	2	—
所有株式数 (単元)	1,299,999	—	—	—	—	—	—	1,299,999	100
所有株式数の 割合(%)	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	129,940,882	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	59,118	0.05
計	—	130,000,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 129,999,900	1,299,999	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	130,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,299,999	—

② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、当面、財務体質を強化することとし、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業に係る利益につきましては、将来の道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため「高速道路事業積立金」及び高速道路の安全性向上に資する施策に充てるため「安全性向上積立金」として、高速道路事業以外の事業に係る利益につきましては、経営基盤の確立に向けた資本充実と今後の設備投資に備えるため「別途積立金」として積み立てております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款で定めております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、現時点において配当は実施しておらず、従って毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針も定めておりません。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会となります。

4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	会長	川口 文夫	昭和15年9月8日生	昭和39年4月 中部電力株式会社入社 平成9年6月 同 取締役資材部長 平成11年6月 同 取締役名古屋支店長 平成11年12月 同 常務取締役名古屋支店長 平成13年6月 同 代表取締役社長 中部日本放送株式会社 監査役(現) 平成17年10月 当社 監査役 平成18年6月 中部電力株式会社 代表取締役会長 平成22年6月 同 相談役(現) 平成23年6月 日本郵船株式会社 監査役(現) 平成24年6月 当社 相談役 名古屋鉄道株式会社 監査役(現) 平成24年9月 当社 取締役会長(現)	(注3)	—
代表取締役社長	CEO (兼)COO (兼)監査部担当	金子 剛一	昭和18年6月21日生	昭和43年1月 住友スリーエム株式会社入社 昭和60年1月 同 原価部長 平成2年7月 同 財務本部長 平成4年6月 同 取締役財務本部長 平成9年1月 3M社 アジア太平洋地域 財務担当ディレクター 平成12年1月 住友スリーエム株式会社 取締役人事本部長 平成12年11月 同 取締役人事・法務・広報・ コーポレートマーケティング及び 情報システム担当 平成13年3月 同 常務取締役 平成15年2月 同 代表取締役副社長 平成21年1月 同 特別顧問 平成22年6月 当社代表取締役会長兼社長 平成24年6月 代表取締役社長(現)	(注4)	—
取締役	常務執行役員 関連事業本部長	高松 隆久	昭和31年2月1日生	昭和53年4月 日本道路公団入社 平成20年6月 当社執行役員 横浜支社長 平成20年7月 執行役員 東京支社長 平成22年6月 常務執行役員 東京支社長 平成22年9月 取締役 常務執行役員 関連事業本 部長(現)	(注4)	—
取締役	常務執行役員 建設事業本部長	廣瀬 輝	昭和29年4月29日生	昭和52年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成20年7月 国土交通省 大臣官房審議官 平成21年7月 当社執行役員 建設事業本部長 平成22年6月 常務執行役員 建設事業本部長 平成22年9月 取締役 常務執行役員 建設事業本 部長(現)	(注4)	—
取締役	常務執行役員 企画本部長	小室 俊二	昭和29年11月18日生	昭和53年4月 日本道路公団入社 平成20年6月 当社企画本部経営企画部長 平成21年6月 執行役員 企画本部経営企画部長 平成23年6月 取締役 常務執行役員 企画本部 長兼企画本部経営企画部長 平成24年7月 取締役 常務執行役員 企画本部長 (現)	(注4)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	常務執行役員 保全・サービス 事業本部長	猪熊 康夫	昭和30年4月19日生	昭和55年4月 日本道路公団入社 平成22年6月 当社執行役員 八王子支社長 平成23年6月 執行役員 名古屋支社長 平成25年6月 取締役 常務執行役員 保全・サービス事業本部長(現)	(注5)	—
取締役	常務執行役員 総務本部長	森下 憲樹	昭和33年1月29日生	昭和56年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成22年8月 国土交通省 大臣官房審議官 平成23年4月 同 北陸地方整備局 副局長 平成24年4月 一般財団法人 建設経済研究所 総括研究理事 平成25年6月 当社取締役 常務執行役員 総務本部長(現)	(注5)	—
監査役 (常勤)	—	伊藤 孝一郎	昭和22年10月26日生	昭和45年8月 矢作建設工業(株)入社 平成14年6月 同 取締役 常務執行役員 土木本部長 平成17年6月 同 取締役 専務執行役員 営業統括補佐 平成18年6月 同 常勤監査役 平成22年6月 同 顧問 平成22年9月 当社監査役(常勤)(現)	(注6)	—
監査役 (常勤)	—	田宮 道衛	昭和25年12月10日生	昭和49年4月 日本道路公団入社 平成16年12月 同 総合研修所長 平成17年10月 当社執行役員 横浜支社長代行 平成18年6月 執行役員 関連事業本部長代行兼関連事業本部事業開発部長 平成19年10月 執行役員 総務本部人事部長 平成22年9月 常務執行役員 総務本部人事部長 平成24年6月 監査役(常勤)(現)	(注4)	—
監査役	—	神尾 隆	昭和17年11月27日生	昭和40年4月 トヨタ自動車工業(現トヨタ自動車)株式会社入社 平成8年6月 同 取締役 平成11年6月 同 常務取締役 平成13年6月 同 専務取締役 平成17年6月 同 相談役 東和不動産株式会社代表取締役社長 平成22年5月 トヨタ自動車株式会社顧問(現) 平成22年6月 東和不動産株式会社相談役(現) 平成23年6月 当社監査役(現)	(注7)	—
監査役	—	富山 和彦	昭和35年4月15日生	昭和60年4月 株式会社ポストン コンサルティンググループ入社 平成5年3月 株式会社コーポレート ディレクション取締役 平成12年4月 同 常務取締役 平成13年4月 同 代表取締役社長 平成15年4月 株式会社産業再生機構 代表取締役専務COO 平成19年4月 株式会社経営共創基盤 代表取締役CEO(現) 平成23年6月 当社監査役(現)	(注7)	—
計						—

- (注) 1. 川口文夫は、社外取締役であります。
2. 伊藤孝一郎、神尾隆及び富山和彦は、社外監査役であります。
3. 平成24年9月14日開催の臨時株主総会の終結の時から平成26年6月開催の定時株主総会の終結の時まで
4. 平成24年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から平成26年6月開催の定時株主総会の終結の時まで
5. 平成25年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から平成26年6月開催の定時株主総会の終結の時まで
6. 平成22年9月16日開催の臨時株主総会の終結の時から平成26年6月開催の定時株主総会の終結の時まで
7. 平成23年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から平成26年6月開催の定時株主総会の終結の時まで

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

②会社の機関の内容等

(ア) 会社の機関等

(a) 取締役会

取締役会は、社内取締役6名及び社外取締役1名で構成され、経営の方針、法令及び定款で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規程に則り、月1回開催を原則としております。

(b) 経営会議

経営会議は、常勤取締役、執行役員、常勤監査役、その他社長が指名する社員で構成され、全社的に影響を及ぼす重要事項について討議・審議等するものであり、経営会議規程に則り定期の開催を原則としております。

(c) 人事・倫理委員会

当社は、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の審議を行うために、社長の諮問機関として人事・倫理委員会を設けております。なお、委員の過半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。

(d) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名のうち3名が社外監査役であります。

監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、必要があると認めるときには意見を述べるとともに、監査役監査の実施等により取締役の職務執行の監査を行っております。また、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

(イ) コンプライアンスの取組み状況

コンプライアンスについては、当社グループ全体のコンプライアンスに関する意識の統一を図るために、「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定め、当社及び当社グループ各社において、倫理行動規準等の諸規程を定め、当社グループの役員及び社員が法令、定款、社内規程及び社会規範等を遵守して職務を執行しているとともに、法令遵守活動に関する人事・倫理委員会を設置しているほか、社内外における通報・相談窓口の開設等により、コンプライアンス体制の推進を図っております。さらに、役員・社員の法令遵守及び倫理意識の向上を図るため、外部講師による講演会等の啓発活動やコンプライアンス・マニュアル等の教育関係資料を整備し周知を図っていると同時に、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、啓発・支援等を行っております。また、当社グループ各社が進めるコンプライアンスの取組みに対しても、当社総務部が当社グループ各社のコンプライアンス担当部署と連携し、啓発・支援等を行っております。

(ウ) 監査役監査及び内部監査の状況

監査役監査は、監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当として専任の監査役スタッフを置いております。監査役スタッフの人事異動については監査役の同意を必要とすることとしており、取締役からの独立性を確保しております。

また、内部監査部門として監査部を設置し、6名のスタッフを置いて社内規程である内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は社長に報告されます。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連携に努めております。また、取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を定期的に報告することとしております。

(エ) 会計監査の状況

当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 安田 豊	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 高橋 浩彦	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 水野 大	新日本有限責任監査法人

- (注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
2. 同監査法人は、既に自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を取っております。
3. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士15名及びその他9名で構成されております。

(オ) 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について
当社の社外取締役1名及び社外監査役3名と当社とは、特段の利害関係はありません。

③取締役及び監査役に対する役員報酬

区分	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	6名 (一)	107百万円 (一)	5名 (3名)	41百万円 (25百万円)	11名 (3名)	149百万円 (25百万円)

- (注) 1. 上記支給額のほか、平成24年6月27日開催の定時株主総会決議に基づき、退任監査役1名に支払った役員退職慰労金として、9百万円があります。
2. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金10百万円（取締役5名7百万円、監査役4名3百万円）を計上しております。
3. 取締役及び監査役の報酬支給人員には、当期中に退任した監査役1名が含まれています。
4. 支給人員及び支給額の()内については、社外役員に係る人数及び金額を内数で記載したものであります。

④リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じており、さらに、これらのリスクを全社的観点から組織横断的に統括して管理していく体制を構築し、リスク管理の充実、強化に取り組んでおります。

⑤連結会社の企業統治に関する事項

当社グループに属することとなる会社の設立等及びその経営管理に関する社内規程を整備し、当社グループの企業価値の最大化に努めております。

⑥内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を決議しており、以後、社内の重要会議を見直したこと等による一部改正を経て、以下のとおりとなっております。

(ア) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役をはじめ、すべての役員及び社員一人ひとりが高い理念と規範に基づき行動することを認識し、さまざまな局面で実践すべき指針として「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定めるとともに、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。

また、取締役会規程に基づき、定例の取締役会を月1回開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役は、定期的に業務執行状況の報告を行います。

入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

(イ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

(ウ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故をはじめ、国民的被害のおそれのある重大事象などのクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、担当取締役の下に危機管理を専門的に統括する職を置くとともに、迅速かつ確かな対処を行うための体制・要領等を整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、それぞれの担当部署において規則等の制定、体制の整備、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うとともに、経営企画部においてグループ全体のリスクを組織横断的に統括します。

(エ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を月1回開催し、重要事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、取締役会の機能強化と経営効率の向上のために、取締役、執行役員等をメンバーとする経営会議を定期に開催し、重要事項について審議します。また、当社グループ全体の執行方針の決定・共有のため、取締役、執行役員、グループ会社の社長等をメンバーとするグループ全体会議も定期に開催します。なお、監査役は、これらのすべての会議に出席できるものとします。

また、執行役員制の導入により、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役のチェック機能を強化するとともに、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定します。また、グループ全体で企業ビジョンや経営方針などを共有するため、長期（5年）・中期（3年）・年度経営計画を策定し、社会・経済情勢等に応じ、臨機に見直しを行うとともに、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

(オ) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程等を制定します。併せて、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、社内研修等の実施により、継続的な啓発・支援等を行います。

また、コンプライアンスに関する通報・相談を通じて法令や社内規程等の遵守、不祥事の未然防止などを図るため、社内相談窓口として「コンプラホットライン」、社外相談窓口として「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えます。

(カ) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営の基本方針を示すとともに、グループ各社の自主性を尊重しつつ、経営管理・業績評価を実施します。

また、グループ一体となったコンプライアンスの推進や、リスクマネジメントシステムの運用などにより、グループ全体のガバナンスを強化します。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営会議に報告します。

(キ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査業務を補助するため、監査役スタッフとして法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有する専任の使用人を必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で高度な法律知識・能力、会計知識・能力等を特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士等の専門家を活用できるものとします。

(ク) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

(ケ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告等の重要書類を随時閲覧できるようにします。

(コ) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期に意見交換を行います。特に、監査役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期に意見交換を行います。

⑦取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

⑧取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩会社法第427条第1項に規定する契約(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。また、これに基づき、社外監査役のうち、非常勤監査役との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記責任が認められるのは、社外監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円) (注1)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円) (注2)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	74	4	72	0
連結子会社	7	—	9	—
計	82	4	81	0

- (注) 1. 当社が監査公認会計士等に支払った社債発行に係るコンフォートレター作成業務の対価8百万円を含んでおります。
2. 当社が監査公認会計士等に支払った社債発行に係るコンフォートレター作成業務の対価6百万円を含んでおります。

②【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の報酬は、国際財務報告基準への移行等にかかる助言業務の対価であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の報酬は、コンプライアンスに関する講演会にかかる対価であります。

④【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,271	※1 24,930
高速道路事業営業未収入金	42,817	44,463
未収入金	14,596	7,274
有価証券	132,382	98,275
仕掛道路資産	1,473,743	685,664
たな卸資産	※5 3,069	※5 4,121
繰延税金資産	3,237	2,681
その他	18,536	※6 27,482
貸倒引当金	△12	△12
流動資産合計	1,707,642	894,881
固定資産		
有形固定資産		
建物	47,841	※2 57,242
減価償却累計額	△12,850	△15,156
建物（純額）	34,990	42,085
構築物	47,147	51,818
減価償却累計額	△7,499	△9,156
構築物（純額）	39,647	42,661
機械及び装置	※2 79,546	※2 89,884
減価償却累計額	△36,557	△44,182
機械及び装置（純額）	42,988	45,702
車両運搬具	※2 14,832	※2 17,137
減価償却累計額	△10,385	△11,710
車両運搬具（純額）	4,447	5,427
工具、器具及び備品	11,788	12,359
減価償却累計額	△6,502	△7,122
工具、器具及び備品（純額）	5,286	5,236
土地	115,346	119,842
リース資産	1,078	1,581
減価償却累計額	△409	△660
リース資産（純額）	668	920
建設仮勘定	15,602	3,112
有形固定資産合計	258,977	264,989
無形固定資産	10,415	9,854
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 5,277	※3 5,444
繰延税金資産	1,959	1,805
その他	※1 5,486	※1 6,070
貸倒引当金	△278	△261
投資その他の資産合計	12,444	13,060
固定資産合計	281,838	287,903
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	2,121	1,209
繰延資産合計	2,121	1,209
資産合計	※1 1,991,602	※1 1,183,994

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	97,055	93,588
1年以内返済予定長期借入金	8,088	23,039
未払金	20,267	59,806
未払法人税等	4,388	1,269
賞与引当金	2,916	2,865
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	124	80
その他	19,945	※1 30,599
流動負債合計	152,785	211,250
固定負債		
道路建設関係社債	※1 1,094,093	※1 595,000
道路建設関係長期借入金	452,100	80,000
長期借入金	5,464	2,366
退職給付引当金	57,701	59,529
役員退職慰労引当金	214	185
ETCマイレージサービス引当金	5,825	5,600
ポイント引当金	26	23
その他	22,306	24,251
固定負債合計	1,637,732	766,957
負債合計	1,790,517	978,207
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金	71,650	71,650
利益剰余金	62,134	66,487
株主資本合計	198,785	203,138
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△41	△2
その他の包括利益累計額合計	△41	△2
少数株主持分	2,341	2,650
純資産合計	201,084	205,786
負債純資産合計	1,991,602	1,183,994

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益	596,306	1,681,015
営業費用		
道路資産賃借料	341,425	350,248
高速道路等事業管理費及び売上原価	194,094	1,267,113
販売費及び一般管理費	※2 51,963	※2 57,266
営業費用合計	※1 587,483	※1 1,674,628
営業利益	8,822	6,387
営業外収益		
受取利息	136	100
土地物件貸付料	222	226
負ののれん償却額	327	338
持分法による投資利益	264	506
その他	600	662
営業外収益合計	1,551	1,834
営業外費用		
支払利息	169	136
震災救援活動費用	68	—
その他	95	46
営業外費用合計	333	183
経常利益	10,041	8,038
特別利益		
固定資産売却益	※3 11	※3 47
投資有価証券売却益	28	123
負ののれん発生益	1,502	339
段階取得に係る差益	408	16
保険解約返戻金	—	79
その他	—	0
特別利益合計	1,952	605
特別損失		
固定資産除却損	※4 503	※4 145
投資有価証券売却損	—	33
厚生年金基金脱退損失	—	83
その他	13	5
特別損失合計	517	268
税金等調整前当期純利益	11,475	8,376
法人税、住民税及び事業税	5,838	3,335
法人税等調整額	△1,563	699
法人税等合計	4,274	4,034
少数株主損益調整前当期純利益	7,200	4,341
少数株主利益又は少数株主損失(△)	343	△11
当期純利益	6,856	4,352

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	7,200	4,341
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	18
持分法適用会社に対する持分相当額	1	20
その他の包括利益合計	※ 3	※ 38
包括利益	7,204	4,380
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,860	4,391
少数株主に係る包括利益	343	△11

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	65,000	65,000
当期末残高	65,000	65,000
資本剰余金		
当期首残高	71,650	71,650
当期末残高	71,650	71,650
利益剰余金		
当期首残高	55,277	62,134
当期変動額		
当期純利益	6,856	4,352
当期変動額合計	6,856	4,352
当期末残高	62,134	66,487
株主資本合計		
当期首残高	191,928	198,785
当期変動額		
当期純利益	6,856	4,352
当期変動額合計	6,856	4,352
当期末残高	198,785	203,138
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△45	△41
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3	38
当期変動額合計	3	38
当期末残高	△41	△2
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△45	△41
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3	38
当期変動額合計	3	38
当期末残高	△41	△2
少数株主持分		
当期首残高	724	2,341
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,616	309
当期変動額合計	1,616	309
当期末残高	2,341	2,650
純資産合計		
当期首残高	192,607	201,084
当期変動額		
当期純利益	6,856	4,352
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,620	348
当期変動額合計	8,477	4,701
当期末残高	201,084	205,786

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	11,475	8,376
減価償却費	17,917	20,782
負ののれん発生益	△1,502	△339
段階取得に係る差損益 (△は益)	△408	△16
持分法による投資損益 (△は益)	△264	△506
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,703	1,783
賞与引当金の増減額 (△は減少)	34	△56
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	△83	△225
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△19	△17
受取利息及び受取配当金	△144	△109
支払利息	16,754	5,097
固定資産売却損益 (△は益)	0	△41
固定資産除却損	2,092	1,435
売上債権の増減額 (△は増加)	10,504	△868
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△279,556	788,080
仕入債務の増減額 (△は減少)	35,395	△4,814
未払又は未収消費税等の増減額	△2,819	50,243
その他	△960	△691
小計	△189,883	868,111
利息及び配当金の受取額	161	139
利息の支払額	△16,677	△4,598
法人税等の支払額	△3,123	△6,595
法人税等の還付額	1	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△209,522	857,056
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△900	△953
定期預金の払戻による収入	800	1,140
有価証券の売却及び償還による収入	3,000	280
投資有価証券の取得による支出	△698	△339
投資有価証券の売却及び償還による収入	78	934
固定資産の取得による支出	△27,001	△29,318
固定資産の売却による収入	99	181
新規連結子会社株式の取得による収入	※2 1,628	※2 309
その他	△324	141
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,316	△27,624

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	55,000	34,000
長期借入金の返済による支出	△40,499	△394,247
道路建設関係社債発行による収入	299,269	309,264
道路建設関係社債償還による支出	△24,995	△794,167
少数株主への配当金の支払額	△3	△1
その他	△224	△410
財務活動によるキャッシュ・フロー	288,546	△845,562
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	55,706	△16,130
現金及び現金同等物の期首残高	94,542	150,249
現金及び現金同等物の期末残高	※1 150,249	※1 134,119

【連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

- (注) 1. 前連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△40,499百万円には、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受の額△36,880百万円が含まれており、道路建設関係社債償還による支出△24,995百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△279,556百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額59,023百万円が含まれております。
2. 当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△394,247百万円には、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受の額△386,150百万円が含まれており、道路建設関係社債償還による支出△794,167百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）788,080百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額1,127,926百万円が含まれております。

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 21社

連結子会社の名称

中日本エクス(株)
中日本エクストール横浜(株)
中日本エクストール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)
中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)
NEXCO中日本サービス(株)
中日本高速技術マーケティング(株)
(同)NEXCO中日本インベストメント
(株)エイチ・アール横浜
(株)グランセルセイワサービス
中日本ハイウェイ・アドバンス(株)
中日本ロード・メンテナンス静岡(株)
中日本ロード・メンテナンス東京(株)
中日本ロード・メンテナンス東海(株)
中日本高速オートサービス(株)

中日本ハイウェイ・アドバンス(株)については、当社の子会社である中日本エクス(株)が新設分割により100%出資子会社として設立したことから、当連結会計年度より連結子会社を含めております。

中日本ロード・メンテナンス静岡(株)及び中日本ロード・メンテナンス東京(株)については、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)が新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より連結子会社を含めております。

(同)NEXCO中日本インベストメントについては、当社の全額出資により設立したことから、当連結会計年度より連結子会社を含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

(株)ウェイザ
(有)ミズノ商事

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 14社

会社の名称

北陸高速道路ターミナル(株)
(株)高速道路総合技術研究所
(株)NEXCOシステムズ
(株)NEXCO保険サービス
ハイウェイ・トール・システム(株)
日本高速道路インターナショナル(株)
中日本施設管理(株)
日本ロード・メンテナンス(株)
(株)東京ハイウェイ
ティーシーメンテナンス(株)
(株)高速保全
中日本ロード・メンテナンス中部(株)
NHS名古屋(株)
(株)アステック

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

会社の名称

(非連結子会社)

(株)ウェイザ

(有)ミズノ商事

(関連会社)

(株)章榮

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社（(株)ウェイザ、(有)ミズノ商事）及び関連会社（(株)章榮）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

原材料、貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

構築物 8年～60年

機械及び装置 5年～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑥ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

⑦ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の現実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、効果の発現期間が見積もり可能なものはその期間とし、それ以外については、5年間の償却としております。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、連結貸借対照表の純資産の部において税効果を調整した上で認識し、積立状況を示す額を負債又は資産として計上する方法に改正されました。また、退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法が改正されました。

(2) 適用予定日

平成26年3月期の年度末に係る連結財務諸表から適用します。ただし、退職給付見込額の期間帰属方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「退職給付に関する会計基準」等の適用により、当社グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼす見込みです。連結貸借対照表においては、主として数理計算上の差異を発生時に認識するため純資産が変動する見込みですが、影響額については現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」及び「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた40百万円は、「固定資産売却益」11百万円、「投資有価証券売却益」28百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未払又は未収消費税等の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△3,780百万円は、「未払又は未収消費税等の増減額」△2,819百万円、「その他」△960百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
道路建設関係社債	1,094,093百万円 (額面額 1,094,950百万円)	610,000百万円 (額面額 610,000百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債に係る債務	245,000百万円	1,040,000百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計期間 (平成25年3月31日)
現金及び預金	一百万円	3百万円
投資その他の資産「その他」	585百万円	519百万円

※2 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金の受け入れにより、有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
有形固定資産		
建物	一百万円	8百万円
機械及び装置	一百万円	2百万円
車両運搬具	一百万円	4百万円
計	一百万円	14百万円

なお、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
有形固定資産		
建物	一百万円	8百万円
機械及び装置	1百万円	3百万円
車両運搬具	23百万円	27百万円
計	24百万円	39百万円

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
投資有価証券(株式)	3,829百万円	4,498百万円
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	1,482百万円	1,531百万円

4 偶発債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
機構	4,263,665百万円	3,931,818百万円
東日本高速道路	12,385百万円	7,336百万円
西日本高速道路	54百万円	31百万円
計	4,276,104百万円	3,939,186百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

- ①道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
機構	36,951百万円	16,466百万円

- ②当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
機構	361,740百万円	1,505,840百万円

- なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が795,000百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が386,150百万円減少しております。

※5 たな卸資産の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
商品及び製品	345百万円	1,112百万円
仕掛品	1,012百万円	1,331百万円
原材料及び貯蔵品	1,711百万円	1,677百万円
計	3,069百万円	4,121百万円

※6 現先取引

流動資産「その他」に含まれる現先取引の額及び保有している担保資産の時価は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
現先取引の額	－百万円	11,995百万円
担保受入有価証券の期末時価	－百万円	11,995百万円

(連結損益計算書関係)

※1 営業費用に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
627百万円	778百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
給与手当・賞与	8,660百万円	9,689百万円
役員退職慰労引当金繰入額	55百万円	60百万円
賞与引当金繰入額	650百万円	686百万円
退職給付費用	1,853百万円	1,942百万円
業務委託費	3,774百万円	4,012百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	5,819百万円	5,596百万円
利用促進費	17,185百万円	18,954百万円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	－百万円	0百万円
機械及び装置	－百万円	6百万円
車両運搬具	11百万円	37百万円
工具、器具及び備品	0百万円	2百万円
土地	0百万円	0百万円
計	11百万円	47百万円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	342百万円	82百万円
構築物	111百万円	36百万円
工具、器具及び備品	21百万円	23百万円
その他	28百万円	3百万円
計	503百万円	145百万円

(連結包括利益計算書関係)

※その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	5百万円	29百万円
組替調整額	0	—
税効果調整前	5	29
税効果額	△3	△10
その他有価証券評価差額金	2	18
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	1	20
その他の包括利益合計	3	38

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	19,271百万円	24,930百万円
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金(有価証券勘定)	109,000百万円	86,000百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来するコマーシャルペーパー(有価証券勘定)	21,997百万円	11,999百万円
契約期間が3ヶ月以内の売戻条件付現先(流動資産その他)	—	11,995百万円
公社債投資信託(有価証券勘定)	1,134百万円	276百万円
計	151,403百万円	135,201百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金	△1,154百万円	△1,081百万円
現金及び現金同等物	150,249百万円	134,119百万円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 株式の取得により新たに㈱エイチ・アール横浜を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに㈱エイチ・アール横浜株式の取得価額と当社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,005百万円
固定資産	442百万円
流動負債	△236百万円
固定負債	△94百万円
負ののれん	△876百万円
支配獲得前の既取得持分	△6百万円
段階取得差額	△107百万円
新規連結子会社株式の取得価額	126百万円
新規連結子会社現金及び現金同等物	△955百万円
差引(注1): 新規連結子会社株式取得による収入(△)	△828百万円

(注1) 新規連結子会社株式取得による収入828百万円は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出及び収入の合計額を記載しています。

2. 株式の取得により新たに㈱グランセルセイワサービスを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに㈱グランセルセイワサービス株式の取得価額と当社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,614百万円
固定資産	1,424百万円
流動負債	△304百万円
固定負債	△110百万円
負ののれん	△626百万円
少数株主持分	△1,275百万円
支配獲得前の既取得持分	△39百万円
段階取得差額	△301百万円
新規連結子会社株式の取得価額	380百万円
新規連結子会社現金及び現金同等物	△1,180百万円
差引(注2): 新規連結子会社株式取得による収入(△)	△800百万円

(注2) 新規連結子会社株式取得による収入800百万円は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出及び収入の合計額を記載しています。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 株式の取得により新たに中日本ロード・メンテナンス静岡㈱を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに中日本ロード・メンテナンス静岡㈱株式の取得価額と同社取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	40百万円
のれん	2百万円
流動負債	△1百万円
少数株主持分	△19百万円
新規連結子会社株式の取得価額	22百万円
新規連結子会社現金及び現金同等物	△37百万円
差引（注1）：新規連結子会社株式取得による収入（△）	△15百万円

（注1）新規連結子会社株式取得による収入15百万円は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出及び収入の合計額を記載しています。

2. 株式の取得により新たに中日本ロード・メンテナンス東京㈱を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに中日本ロード・メンテナンス東京㈱株式の取得価額と同社取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,004百万円
固定資産	285百万円
流動負債	△404百万円
固定負債	△27百万円
負ののれん	△279百万円
少数株主持分	△415百万円
支配獲得前の既取得持分	△4百万円
段階取得差額	△16百万円
新規連結子会社株式の取得価額	142百万円
新規連結子会社現金及び現金同等物	△437百万円
差引（注2）：新規連結子会社株式取得による収入（△）	△294百万円

（注2）新規連結子会社株式取得による収入294百万円は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出及び収入の合計額を記載しています。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する連結会計年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	227百万円	193百万円	33百万円
工具、器具及び備品	168百万円	146百万円	22百万円
無形固定資産 (ソフトウェア)	27百万円	25百万円	2百万円
合計	423百万円	365百万円	57百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

	当連結会計年度 (平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	96百万円	87百万円	8百万円
工具、器具及び備品	－百万円	－百万円	－百万円
無形固定資産 (ソフトウェア)	－百万円	－百万円	－百万円
合計	96百万円	87百万円	8百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	49百万円	8百万円
1年超	8百万円	－百万円
合計	57百万円	8百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払リース料	159百万円	49百万円
減価償却費相当額	159百万円	49百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	335,285百万円	333,626百万円
1年超	17,122,885百万円	16,154,908百万円
合計	17,458,170百万円	16,488,535百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

(注) 2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	272百万円	340百万円
1年超	537百万円	593百万円
合計	810百万円	934百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間はいずれも10年以内となっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

高速道路事業営業未収入金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、資金運用目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

流動資産その他（短期貸付金）は、主に譲渡性預金及びコマーシャルペーパーの現先取引であり、資金運用目的で行っております。これらは、それぞれ取引先及び発行体の信用リスク、金利の変動リスク並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、当社が民営化に伴い道路公団から承継したものと及び会社資産の設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等により、機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

高速道路事業営業未収入金及び未収入金については、各部署が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

流動資産その他（短期貸付金）は、主に資金運用目的で行っている譲渡性預金及びコマーシャルペーパーの現先取引であり、社内規程に基づき格付の高い取引先及び発行体のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

道路建設関係長期借入金のうち、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込むなどして管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき、確定利回りの商品に限定する、外貨建てのものを禁止するなどして市場リスクを管理しております。

流動資産その他（短期貸付金）は、主に資金運用目的で行っている譲渡性預金及びコマーシャルペーパーの現先取引であり、社内規程に基づき、確定利回りの商品に限定する、外貨建てのものを禁止するなどして市場リスクを管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金計画及び資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（(注) 2 参照）。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	19,271	19,271	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	42,817	42,817	—
(3) 未収入金	14,596	14,596	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	22,759	22,770	10
②その他有価証券	111,009	111,009	—
資産計	210,454	210,465	10
(1) 高速道路事業営業未払金	97,055	97,055	—
(2) 未払金	20,267	20,267	—
(3) 未払法人税等	4,388	4,388	—
(4) 道路建設関係社債	1,094,093	1,128,994	34,900
(5) 道路建設関係長期借入金	452,100	455,792	3,692
(6) 長期借入金（1年以内に返済予定の 長期借入金を含む）	13,552	13,665	112
負債計	1,681,458	1,720,164	38,706

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	24,930	24,930	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	44,463	44,463	—
(3) 未収入金	7,274	7,274	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	12,501	12,522	21
②その他有価証券	86,590	86,590	—
(5) 流動資産その他（短期貸付金）	12,000	12,000	—
資産計	187,760	187,782	21
(1) 高速道路事業営業未払金	93,588	93,588	—
(2) 未払金	59,806	59,806	—
(3) 未払法人税等	1,269	1,269	—
(4) 道路建設関係社債（1年以内に償還予 定の道路建設関係社債を含む）	610,000	618,761	8,761
(5) 道路建設関係長期借入金（1年以内に 返済予定の道路建設関係長期借入 金を含む）	95,950	95,891	△58
(6) 長期借入金（1年以内に返済予定の長 期借入金を含む）	9,455	9,512	56
負債計	870,071	878,830	8,759

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金及び(5) 流動資産その他(短期貸付金)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券のうち、譲渡性預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、満期保有目的の債券及び上記以外のその他有価証券については、取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金及び(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)

市場価格に基づき算定しております。

(5) 道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)及び(6) 長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	保有目的	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
非上場株式	子会社及び関連会社株式	3,829	4,498
	その他有価証券	60	129

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	19,271	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	42,817	—	—	—
未収入金	14,596	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
①国債・地方債等	150	50	200	—
②社債	100	260	—	—
③その他	22,000	—	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの				
①債券 (その他)	—	9	—	1,176
②その他	109,000	—	—	—
合 計	207,935	319	200	1,176

当連結会計年度 (平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	24,930	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	44,463	—	—	—
未収入金	7,274	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
①国債・地方債等	—	150	200	—
②社債	—	100	50	—
③その他	12,000	—	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの				
①債券 (その他)	—	—	—	394
②その他	86,000	—	—	—
合 計	174,668	250	250	394

(注) 4. 社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
道路建設関係社債	—	45,000	155,000	125,000	60,000	709,950
道路建設関係長期借入金	—	75,000	205,000	170,000	—	2,100
長期借入金	8,088	3,090	2,327	4	4	36
合計	8,088	123,090	362,327	295,004	60,004	712,086

当連結会計年度 (平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
道路建設関係社債	15,000	45,000	100,000	30,000	150,000	270,000
道路建設関係長期借入金	15,950	—	50,000	30,000	—	—
長期借入金	7,089	2,326	3	3	3	29
合計	38,039	47,326	150,003	60,003	150,003	270,029

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	401	407	6
	(2) 社債	249	256	6
	(3) その他	—	—	—
	小計	651	664	12
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	110	109	△0
	(3) その他	21,997	21,996	△1
	小計	22,107	22,106	△1
合計		22,759	22,770	10

当連結会計年度 (平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	351	366	14
	(2) 社債	149	157	7
	(3) その他	—	—	—
	小計	501	524	22
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	11,999	11,998	△0
	小計	11,999	11,998	△0
合計		12,501	12,522	21

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	184	226	△42
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	690	690	—
	(3) その他	110,134	110,134	—
	小計	111,009	111,051	△42
合計		111,009	111,051	△42

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	44	44	0
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	44	44	0
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	58	71	△12
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	211	211	—
	(3) その他	86,276	86,276	—
	小計	86,545	86,558	△12
合計		86,590	86,603	△12

- (注) 1. 時価のあるその他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。
- (1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。
 - (2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、回復可能性がないと判断し減損処理を行うこととしております。
 - ① 当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合
 - ② 当該銘柄の発行会社が債務超過の場合
 - ③ 当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合
 2. 組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、債券に含めて記載しております。
 3. 非上場株式（前連結会計年度連結貸借対照表計上額 60百万円、当連結会計年度連結貸借対照表計上額 129百万円）については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	78	28	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	78	28	—

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	120	22	△14
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	404	91	△0
③その他	—	—	—
(3) その他	432	9	△19
合計	958	123	△33

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（平成24年3月31日）及び当連結会計年度（平成25年3月31日）

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、「有価証券関係」に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成25年3月31日) (百万円)
(1) 退職給付債務	△93,249	△104,764
(2) 年金資産	29,873	34,065
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	△63,375	△70,698
(4) 未認識数理計算上の差異	6,158	11,662
(5) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	△109	△95
(6) 連結貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)	△57,326	△59,132
(7) 前払年金費用	375	397
(8) 退職給付引当金(6)-(7)	△57,701	△59,529

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) (百万円)
退職給付費用	5,404	5,427
(1) 勤務費用	3,146	3,079
(2) 利息費用	1,770	1,804
(3) 期待運用収益	△333	△483
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	833	1,065
(5) 過去勤務債務の費用処理額	△12	△38

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1.0%~2.0%	1.0%~1.5%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
0.0%~2.0%	0.0%~2.3%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

10年~13年（各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。）

(5) 過去勤務債務の額の処理年数

10年~13年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理しております。ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。）

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	62百万円	64百万円
賞与引当金	1,119百万円	1,099百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	46百万円	30百万円
退職給付引当金	20,628百万円	21,209百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,056百万円	1,977百万円
その他	5,764百万円	5,689百万円
繰延税金資産小計	29,678百万円	30,071百万円
評価性引当金	△24,382百万円	△25,519百万円
繰延税金資産合計	5,296百万円	4,551百万円
繰延税金負債		
その他	△257百万円	△220百万円
繰延税金負債合計	△257百万円	△220百万円
繰延税金資産(負債)の純額	5,039百万円	4,330百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	3,237百万円	2,681百万円
固定資産－繰延税金資産	1,959百万円	1,805百万円
固定負債－その他	△158百万円	△156百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.4%	37.7%
(調整)		
税率変更	29.6%	1.1%
評価性引当額の増減	△24.2%	12.1%
負ののれん発生益	△5.3%	△1.5%
段階取得に係る差益	△1.4%	△0.1%
負ののれん償却額	△1.2%	△1.5%
持分法による投資利益	△0.9%	△2.3%
その他	0.3%	2.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.3%	48.2%

(企業結合等関係)

株式取得による中日本ロード・メンテナンス静岡㈱の子会社化

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 中日本ロード・メンテナンス静岡㈱

事業の内容 高速道路の維持修繕業務及びこれらに附帯する業務

(2) 企業結合を行った主な理由

高速道路の維持修繕業務を合理的に実施するため

(3) 企業結合日

平成24年4月4日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

中日本ロード・メンテナンス静岡㈱

(6) 取得した議決権比率

取得直前に所有していた議決権比率 0%

企業結合日に追加取得した議決権比率 51%

取得後の議決権比率 51%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得によるもの

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日における時価	22百万円
-------	-------------	-------

取得原価	22百万円
------	-------

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

2百万円

(2) 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

(3) 償却の方法及び償却期間

発生会計年度の費用として処理しております。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

流動資産	40百万円
------	-------

固定資産	1百万円
------	------

合計	40百万円
----	-------

(2) 負債の額

流動負債	1百万円
------	------

固定負債	1百万円
------	------

合計	1百万円
----	------

6. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の、当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

期首日をみなし取得日としているため、該当事項はありません。

株式取得による中日本ロード・メンテナンス東京㈱の子会社化

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 東京ロード・メンテナンス㈱

事業の内容 高速道路の維持修繕業務及びこれらに附帯する業務

(2) 企業結合を行った主な理由

高速道路の維持修繕業務を合理的に実施するため

(3) 企業結合日

平成24年4月9日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

中日本ロード・メンテナンス東京㈱ (平成24年7月2日商号変更)

(6) 取得した議決権比率

取得直前に所有していた議決権比率 6%

企業結合日に追加取得した議決権比率 45%

取得後の議決権比率 51%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得によるもの

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日における時価	162百万円
-------	-------------	--------

取得原価	162百万円
------	--------

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価との差額

段階取得による差益

16百万円

5. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額

279百万円

(2) 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

流動資産	1,007百万円
------	----------

固定資産	282百万円
------	--------

合計	1,289百万円
----	----------

(2) 負債の額

流動負債	399百万円
------	--------

固定負債	32百万円
------	-------

合計	432百万円
----	--------

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の、当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

期首日をみなし取得日としているため、該当事項はありません。

共通支配下の取引等（新設分割）

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社の連結子会社である中日本エクシス㈱の自動販売機事業等

事業の内容 自動販売機の設置及び営業に関する事業等

(2) 企業結合日

平成24年4月2日

(3) 企業結合の法的形式

中日本エクシス㈱（当社の連結子会社）を分割会社、中日本ハイウェイ・アドバンス㈱（当社の連結子会社）を設立会社とする新設分割

(4) 結合後企業の名称

中日本ハイウェイ・アドバンス㈱（当社の連結子会社）

(5) その他取引の概要に関する事項

自動販売機事業等を戦略的に実施することを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(賃貸等不動産関係)

当社では、高速道路のサービスエリア、パーキングエリア（以下「サービスエリア等」と言います。）において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設、賃貸用敷地を所有しております。

一部のサービスエリア等については、連結子会社中日本エクシス㈱が当社から賃貸商業施設を借り受け、その一部を当社グループ外のテナントに転貸借しているとともに、それ以外の場所については、連結子会社が小売店、無料休憩所として使用しております。

このため、一部のサービスエリア等は賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
賃貸等不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	11,462	15,063
期中増減額	3,601	△9,456
期末残高	15,063	5,607
期末時価	14,527	5,024
賃貸等不動産として使用される 部分を含む不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	123,149	124,054
期中増減額	905	9,549
期末残高	124,054	133,604
期末時価	113,085	118,485

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、当連結会計年度の主なものは、建設仮勘定の賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産への振替であります。賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の期中増減額のうち、当連結会計年度の主なものは、建設仮勘定の賃貸等不動産からの振替及び新規連結子会社の増加によるものであります。
3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
賃貸等不動産		
営業収益	473	490
営業費用	218	204
差額	255	285
その他(売却損益等)	—	—
賃貸等不動産として使用される 部分を含む不動産		
営業収益	32,081	33,434
営業費用	18,141	19,719
差額	13,940	13,715
その他(売却損益等)	—	—

- (注) 1. 賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供として連結子会社が賃貸借している部分を含むため、営業収益には、当該部分の賃貸借にかかる収益は、計上されておりません。
2. 営業収益には、連結子会社が実施する小売店等の売上高が前連結会計年度において12,670百万円、当連結会計年度において12,518百万円含まれております。
3. 営業費用には、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産にかかる費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、経営組織の形態と事業の特性に基づいて、「高速道路事業」「休憩所事業」「その他(関連)事業」の3つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。「休憩所事業」は、高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営を行っております。

「その他(関連)事業」は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、事業セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共通部門に関わる有形固定資産及び無形固定資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

	報告セグメント				調整額(注)1 (百万円)	連結財務諸表 計上額(注)2 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他(関連) 事業 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客に対する売上高	544,549	36,157	15,598	596,306	—	596,306
セグメント間の内部売上高又は振替高	24	8	2	35	△35	—
計	544,574	36,165	15,600	596,341	△35	596,306
セグメント利益又は損失(△)	2,819	6,792	△819	8,791	31	8,822
セグメント資産	1,644,997	162,756	7,785	1,815,539	176,063	1,991,602
セグメント負債	1,546,193	5,000	—	1,551,193	239,324	1,790,517
その他の項目						
減価償却費	15,496	2,261	159	17,917	—	17,917
持分法適用会社への投資額	2,730	282	639	3,652	—	3,652
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	18,853	7,825	34	26,714	3,013	29,727

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額31百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額176,063百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは余資運用資金(預金及び有価証券)及び共通部門に関わる資産等であります。

(3) セグメント負債の調整額239,324百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付引当金等であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,013百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

	報告セグメント				調整額（注）1 （百万円）	連結財務諸表 計上額（注）2 （百万円）
	高速道路事業 （百万円）	休憩所事業 （百万円）	その他（関 連）事業 （百万円）	計 （百万円）		
売上高						
外部顧客に対する売上高	1,626,104	42,000	12,911	1,681,015	—	1,681,015
セグメント間の内部売上高又 は振替高	21	12	12	46	△46	—
計	1,626,125	42,012	12,923	1,681,061	△46	1,681,015
セグメント利益又は損失（△）	28	6,611	△268	6,371	16	6,387
セグメント資産	850,827	169,324	6,344	1,026,495	157,498	1,183,994
セグメント負債	705,950	4,000	—	709,950	268,257	978,207
その他の項目						
減価償却費	17,395	3,214	172	20,782	—	20,782
持分法適用会社への投資額	3,774	—	619	4,394	—	4,394
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	18,202	8,347	217	26,766	2,555	29,321

（注）1. 調整額は、以下のとおりであります。

- （1）セグメント利益の調整額16百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - （2）セグメント資産の調整額157,498百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは余資運用資金（預金及び有価証券）及び共通部門に関わる資産等であります。
 - （3）セグメント負債の調整額268,257百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付引当金等であります。
 - （4）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,555百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	料金収入 (百万円)	道路資産完成高 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客への売上高	476,745	59,023	60,537	596,306

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	料金収入 (百万円)	道路資産完成高 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客への売上高	497,331	1,127,926	55,757	1,681,015

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	道路資産完成高 (百万円)	関連するセグメント名
機構	1,127,926	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連）事業 (百万円)	計 (百万円)		
当期償却額	—	—	—	—	15	15
当期末残高	—	—	—	—	—	—

上記ののれんの償却額は、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額と相殺しております。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連）事業 (百万円)	計 (百万円)		
当期償却額	—	—	—	—	342	342
当期末残高	—	—	—	—	5,555	5,555

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連）事業 (百万円)	計 (百万円)		
当期償却額	2	1	—	3	—	3
当期末残高	—	—	—	—	—	—

上記ののれんの償却額は、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額と相殺しております。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連）事業 (百万円)	計 (百万円)		
当期償却額	—	—	—	—	342	342
当期末残高	—	—	—	—	5,213	5,213

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

休憩所事業において1,502百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、当社の子会社である中日本エクシス㈱が、株式の取得により新たに㈱エイチ・アール横浜及び㈱グランセルセイワサービスを連結したことに伴い発生したものであります。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

高速道路事業において、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱が株式を取得し、新たに中日本ロード・メンテナンス東京㈱を連結子会社といたしました。

これに伴い当連結会計年度において、279百万円の負ののれん発生益を計上しております。

【関連当事者情報】

(1) 兄弟会社等

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	機構	東京都港区	5,114,374	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	341,425	高速道路事業営業未払金	33,380	
									高速道路事業営業未収入金 (注2)	342	
							道路資産、債務の引渡及び借入金の連帯債務	道路資産完成高 (注1)	59,023	高速道路事業営業未収入金	120
								債務の引渡及び債務保証 (注3)	61,880	-	-
							借入金の連帯債務	債務保証 (注4)	4,263,665	-	-
								債務保証 (注5)	336,811	-	-

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 当社及び機構との協定において、実績料金収入が減算基準額を超えて下回った場合、道路資産賃借料が減算されることと規定されております。また、当社及び機構との協定については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照ください。
3. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
5. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、機構に前連結会計年度までに引き渡した額のうち、36,951百万円については東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して、299,860百万円については当社単独でそれぞれ債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	機構	東京都港区	5,255,124	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	350,248	高速道路事業営業未払金	48,079	
									高速道路事業営業未収入金 (注2)	67	
							道路資産、債務の引渡及び借入金の連帯債務	道路資産完成高 (注1)	1,127,926	流動負債 その他	2,602
								債務の引渡及び債務保証 (注3)	1,181,150	—	—
							借入金の連帯債務	債務保証 (注4)	3,931,818	—	—
								債務保証 (注5)	341,156	—	—

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 当社及び機構との協定において、実績料金収入が減算基準額を超えて下回った場合、道路資産賃借料が減算されることと規定されております。また、当社及び機構との協定については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照ください。
3. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
5. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、機構に前連結会計年度までに引き渡した額のうち、16,466百万円については東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して、324,690百万円については当社単独でそれぞれ債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	1,528.79円	1,562.58円
1株当たり当期純利益金額	52.74円	33.48円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益金額(百万円)	6,856	4,352
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	6,856	4,352
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	201,084	205,786
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	2,341	2,650
(うち少数株主持分)	(2,341)	(2,650)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	198,743	203,135
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数(千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

I 株式取得による連結子会社化

当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱は、当社が行う高速道路の維持修繕業務について、合理的に実施することを目的として、㈱アステックの株式を取得し、連結子会社としました。

株式取得した会社の名称	㈱アステック
事業の内容	当社が管理する高速道路の維持修繕業務
規模	資産 2,055百万円 負債 158百万円 純資産 1,897百万円 (平成25年3月31日現在)
株式取得の時期	平成25年5月20日
取得した株式の数	18,900株
取得価額	47百万円
取得した議決権比率	17.3%
取得後の議決権比率	50.5%

II 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第49回社債
発行総額	金700億円
利率	年0.501パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成25年5月21日
償還期日	平成30年3月20日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

Ⅲ重要な契約の変更

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき平成18年3月31日付で締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更することを、平成25年5月17日開催の取締役会にて決議し、それに基づき平成25年6月11日付で変更の協定を締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等」の事業変更許可申請を行い、平成25年6月11日付で許可を受けています。

① 協定の相手方

機構

② 協定締結日

平成25年6月11日

③ 変更の内容

スマートIC（15箇所）及び東海環状自動車道の休憩施設（4箇所）の事業追加、新設・改築事業のうち第二東海自動車道横浜名古屋線（御殿場JCT～浜松いなさJCT）等の事業費の見直しをしております。

これらを受け「修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額」、「道路資産の貸付料の額」及び「計画料金収入の額」が変更されております。

④ 影響

第二東海自動車道横浜名古屋線（静岡県御殿場市駒門から静岡県駿東郡長泉町大字元長窪まで）ほか4区間及びスマートIC（15箇所）に関する工事に要する費用に係る債務引受限度額46,690百万円（消費税込み）が減額となります。

平成35年度から平成62年度までの期間において修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額2,227百万円（消費税込み）、平成26年度から平成62年度までの協定上の計画料金収入15,885百万円（消費税込み）及び平成62年度の道路資産の貸付料2,874百万円（消費税込み）がそれぞれ減額となります。

なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動する場合には、道路資産の貸付料の金額もそれに連動して変動することとされています。

また、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (リース取引関係)」の一部において、この協定の変更内容を反映させた場合には以下のとおりとなります。

2 オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(1) 道路資産の未経過リース料

	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	333,626百万円
1年超	16,152,171百万円
合計	16,485,798百万円

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
中日本高速道路㈱	政府保証第12回中日本高速道路債券	平成19年 1月23日	19,952	(注2)	1.8	有(注1)	平成29年 1月23日
中日本高速道路㈱	政府保証第13回中日本高速道路債券	平成19年 5月21日	19,959	(注2)	1.7	有(注1)	平成29年 5月19日
中日本高速道路㈱	政府保証第14回中日本高速道路債券	平成19年 6月18日	19,994	(注2)	1.9	有(注1)	平成29年 6月16日
中日本高速道路㈱	政府保証第15回中日本高速道路債券	平成19年 7月17日	9,986	(注2)	1.9	有(注1)	平成29年 7月14日
中日本高速道路㈱	政府保証第16回中日本高速道路債券	平成19年 8月15日	9,992	(注2)	1.9	有(注1)	平成29年 8月15日
中日本高速道路㈱	政府保証第17回中日本高速道路債券	平成19年 9月18日	19,918	(注2)	1.7	有(注1)	平成29年 9月15日
中日本高速道路㈱	政府保証第18回中日本高速道路債券	平成19年 12月17日	9,966	(注2)	1.5	有(注1)	平成29年 12月15日
中日本高速道路㈱	政府保証第19回中日本高速道路債券	平成20年 1月23日	19,908	(注2)	1.5	有(注1)	平成30年 1月23日
中日本高速道路㈱	政府保証第20回中日本高速道路債券	平成20年 3月17日	9,952	(注2)	1.4	有(注1)	平成30年 3月16日
中日本高速道路㈱	政府保証第21回中日本高速道路債券	平成20年 5月21日	19,951	(注2)	1.7	有(注1)	平成30年 5月21日
中日本高速道路㈱	政府保証第22回中日本高速道路債券	平成20年 6月16日	19,969	(注2)	1.8	有(注1)	平成30年 6月15日
中日本高速道路㈱	政府保証第23回中日本高速道路債券	平成20年 9月16日	19,853	(注2)	1.5	有(注1)	平成30年 9月14日
中日本高速道路㈱	政府保証第24回中日本高速道路債券	平成21年 1月22日	19,885	(注2)	1.3	有(注1)	平成31年 1月22日
中日本高速道路㈱	政府保証第25回中日本高速道路債券	平成21年 6月15日	19,892	(注2)	1.5	有(注1)	平成31年 6月14日
中日本高速道路㈱	政府保証第26回中日本高速道路債券	平成21年 12月14日	9,950	(注2)	1.2	有(注1)	平成31年 12月13日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第2回社債	平成19年 10月11日	20,000	(注2)	1.6	有(注1)	平成26年 12月19日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第3回社債	平成19年 10月11日	30,000	(注2)	1.92	有(注1)	平成29年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第4回社債	平成20年 8月11日	30,000	(注2)	1.76	有(注1)	平成30年 6月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第5回社債	平成20年 11月18日	49,980	(注2)	1.86	有(注1)	平成30年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第6回社債	平成21年 2月20日	19,997	(注2)	1.73	有(注1)	平成30年 12月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第7回社債	平成21年 4月30日	29,997	(注2)	1.10	有(注1)	平成26年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第8回社債	平成21年 4月30日	30,000	(注2)	1.73	有(注1)	平成31年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第9回社債	平成21年 7月31日	19,996	(注2)	0.85	有(注1)	平成26年 6月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第10回社債	平成21年 7月31日	9,996	(注2)	1.57	有(注1)	平成31年 6月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第11回社債	平成21年 11月30日	19,997	(注2)	0.79	有(注1)	平成26年 9月19日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第12回社債	平成22年 1月29日	24,997	(注2)	0.65	有(注1)	平成26年 12月19日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第13回社債	平成22年 1月29日	14,997	(注2)	1.49	有(注1)	平成31年 12月20日

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第14回社債	平成22年 4月30日	25,000	(注2)	0.62	有(注1)	平成27年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第15回社債	平成22年 4月30日	10,000	(注2)	0.93	有(注1)	平成29年 3月17日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第16回社債	平成22年 4月30日	15,000	(注2)	1.44	有(注1)	平成32年 3月19日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第17回社債	平成22年 9月14日	20,000	(注2)	0.51	有(注1)	平成27年 8月28日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第18回社債	平成22年 9月14日	15,000	(注2)	0.77	有(注1)	平成29年 8月28日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第19回社債	平成22年 9月14日	35,000	(注2)	1.23	有(注1)	平成32年 8月28日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第20回社債	平成22年 11月22日	20,000	(注2)	0.41	有(注1)	平成27年 9月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第21回社債	平成22年 11月22日	10,000	(注2)	0.59	有(注1)	平成29年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第22回社債	平成22年 11月22日	25,000	(注2)	1.03	有(注1)	平成32年 9月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第23回社債	平成23年 1月21日	25,000	(注2)	0.52	有(注1)	平成27年 12月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第24回社債	平成23年 1月21日	15,000	(注2)	0.84	有(注1)	平成29年 12月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第25回社債	平成23年 1月21日	30,000	(注2)	1.28	有(注1)	平成32年 12月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第26回社債	平成23年 5月31日	15,000	15,000	0.34	有(注1)	平成26年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第27回社債	平成23年 5月31日	25,000	25,000	0.53	有(注1)	平成28年 3月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第28回社債	平成23年 5月31日	10,000	10,000	0.78	有(注1)	平成30年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第29回社債	平成23年 5月31日	20,000	20,000	1.21	有(注1)	平成33年 3月19日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第30回社債	平成23年 9月27日	10,000	10,000	0.27	有(注1)	平成26年 9月19日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第31回社債	平成23年 9月27日	20,000	20,000	0.43	有(注1)	平成28年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第32回社債	平成23年 9月27日	15,000	15,000	0.64	有(注1)	平成30年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第33回社債	平成23年 9月27日	25,000	25,000	1.08	有(注1)	平成33年 9月17日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第34回社債	平成23年 11月25日	35,000	35,000	0.27	有(注1)	平成26年 9月19日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第35回社債	平成23年 11月25日	10,000	10,000	0.44	有(注1)	平成28年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第36回社債	平成23年 11月25日	15,000	15,000	1.06	有(注1)	平成33年 9月17日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第37回社債	平成24年 2月28日	35,000	35,000	0.38	有(注1)	平成28年 2月26日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第38回社債	平成24年 2月28日	15,000	15,000	0.67	有(注1)	平成31年 2月28日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第39回社債	平成24年 2月28日	50,000	50,000	1.05	有(注1)	平成33年 12月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第40回社債	平成24年 5月23日	—	40,000	0.29	有(注1)	平成28年 3月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第41回社債	平成24年 5月23日	—	20,000	0.56	有(注1)	平成31年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第42回社債	平成24年 5月23日	—	40,000	0.94	有(注1)	平成34年 3月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第43回社債	平成24年 9月20日	—	30,000	0.36	有(注1)	平成29年 9月20日

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第44回社債	平成24年 9月20日	—	15,000	0.53	有(注1)	平成31年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第45回社債	平成24年 9月20日	—	35,000	0.90	有(注1)	平成34年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第46回社債	平成24年 11月9日	—	60,000	0.35	有(注1)	平成29年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第47回社債	平成25年 3月19日	—	50,000	0.27	有(注1)	平成30年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第48回社債	平成25年 3月19日	—	20,000	0.80	有(注1)	平成35年 3月20日
合計	—	—	1,094,093	610,000	—	—	—

(注) 1. 高速道路会社法第8条の規定により、当社の総財産を社債の担保に供しております。

2. 機構法第15条の規定により、機構が債務の引受を行ったことによるものです。

3. 償還期限の日に元本を一括償還する発行条件としており、連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
15,000	45,000	100,000	30,000	150,000

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	8,088	23,039	0.68	—
1年以内に返済予定のリース債務	244	312	—	—
道路建設関係長期借入金	452,100	80,000	0.59	平成27年5月～ 平成28年9月
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	5,464	2,366	1.63	平成26年7月～ 平成45年2月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	484	685	—	平成26年4月～ 平成33年3月
其他有利子負債	—	—	—	—
合計	466,382	106,404	—	—

- (注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3. 道路建設関係長期借入金、長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
道路建設関係長期借入金	—	50,000	30,000	—
長期借入金	2,326	3	3	3
リース債務	257	132	103	152
合計	2,583	50,136	30,107	156

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,850	19,474
高速道路事業営業未収入金	42,820	44,466
未収入金	13,184	5,594
未収収益	9	5
短期貸付金	21	※6 11,999
有価証券	130,997	97,999
仕掛道路資産	1,476,090	687,180
商品	1	762
原材料	577	563
貯蔵品	728	652
受託業務前払金	2,645	2,074
前払金	209	247
前払費用	219	184
繰延税金資産	2,012	1,540
その他	14,215	11,716
貸倒引当金	△12	△12
流動資産合計	1,698,573	884,449
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,787	1,963
減価償却累計額	△433	△527
建物（純額）	1,354	1,435
構築物	39,158	41,206
減価償却累計額	△4,462	△5,503
構築物（純額）	34,696	35,702
機械及び装置	※2 78,169	※2 87,765
減価償却累計額	△35,864	△43,284
機械及び装置（純額）	42,305	44,481
車両運搬具	※2 13,460	※2 15,752
減価償却累計額	△9,330	△10,573
車両運搬具（純額）	4,130	5,179
工具、器具及び備品	5,655	5,677
減価償却累計額	△3,652	△3,543
工具、器具及び備品（純額）	2,002	2,133
土地	228	228
リース資産	54	54
減価償却累計額	△31	△43
リース資産（純額）	22	11
建設仮勘定	3,904	1,163
有形固定資産合計	88,644	90,336
無形固定資産	4,000	3,665
高速道路事業固定資産合計	92,644	94,002

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	27,057	※2 35,658
減価償却累計額	△5,905	△7,585
建物（純額）	21,152	28,073
構築物	6,054	8,627
減価償却累計額	△2,243	△2,749
構築物（純額）	3,810	5,878
機械及び装置	962	1,660
減価償却累計額	△501	△676
機械及び装置（純額）	461	984
車両運搬具	7	7
減価償却累計額	△1	△2
車両運搬具（純額）	6	5
工具、器具及び備品	275	387
減価償却累計額	△122	△160
工具、器具及び備品（純額）	153	227
土地	103,937	108,961
建設仮勘定	11,504	1,838
有形固定資産合計	141,026	145,968
無形固定資産	218	433
関連事業固定資産合計	141,245	146,401
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	13,573	13,355
減価償却累計額	△4,200	△4,386
建物（純額）	9,372	8,968
構築物	1,298	1,311
減価償却累計額	△608	△672
構築物（純額）	690	639
機械及び装置	25	5
減価償却累計額	△22	△3
機械及び装置（純額）	2	1
車両運搬具	23	12
減価償却累計額	△22	△11
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	2,240	2,348
減価償却累計額	△895	△1,215
工具、器具及び備品（純額）	1,345	1,133
土地	9,006	8,319
リース資産	431	622
減価償却累計額	△145	△264
リース資産（純額）	285	357
建設仮勘定	150	89
有形固定資産合計	20,854	19,509
無形固定資産	5,329	4,972
各事業共用固定資産合計	26,184	24,481

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
その他の固定資産		
有形固定資産		
建物	3	268
減価償却累計額	△0	△73
建物（純額）	2	194
構築物	—	1
減価償却累計額	—	△1
構築物（純額）	—	0
土地	424	419
有形固定資産合計	426	614
その他の固定資産合計	426	614
投資その他の資産		
関係会社株式	7,167	7,365
関係会社出資金	—	50
長期貸付金	56	43
長期前払費用	2,089	2,713
その他	※1 1,990	※1 1,918
貸倒引当金	△188	△168
投資その他の資産合計	11,115	11,922
固定資産合計	271,616	277,422
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	2,121	1,209
繰延資産合計	2,121	1,209
資産合計	※1 1,972,311	※1 1,163,081
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	※3 110,086	※3 111,766
1年以内返済予定長期借入金	8,088	23,039
1年以内償還予定社債	—	※1 15,000
リース債務	132	167
未払金	10,347	47,018
未払費用	2,156	720
未払法人税等	2,843	—
預り連絡料金	1,546	1,892
預り金	※3 27,595	※3 21,900
受託業務前受金	2,938	2,421
前受金	1,777	4,104
前受収益	248	247
賞与引当金	1,270	1,191
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	124	80
その他	2,007	3,850
流動負債合計	171,162	233,400
固定負債		
道路建設関係社債	※1 1,094,143	※1 595,000
道路建設関係長期借入金	452,100	80,000
その他の長期借入金	5,464	2,366
リース債務	222	320
受入保証金	11,831	13,041
退職給付引当金	50,463	51,719

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
役員退職慰労引当金	48	37
ETCマイレージサービス引当金	5,825	5,600
ポイント引当金	26	23
その他	420	386
固定負債合計	1,620,547	748,495
負債合計	1,791,709	981,896
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金	65,000	65,000
その他資本剰余金	6,650	6,650
資本剰余金合計	71,650	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
高速道路事業積立金	27,767	28,497
別途積立金	13,976	15,401
繰越利益剰余金	2,206	635
利益剰余金合計	43,951	44,534
株主資本合計	180,601	181,185
純資産合計	180,601	181,185
負債純資産合計	1,972,311	1,163,081

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	476,788	497,373
道路資産完成高	59,023	1,127,926
その他の売上高	4,588	478
営業収益合計	540,400	1,625,778
営業費用		
道路資産賃借料	341,425	350,248
道路資産完成原価	59,023	1,127,926
管理費用	138,708	150,141
営業費用合計	※1 539,156	※1 1,628,315
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失(△)	1,243	△2,536
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	14,955	8,140
休憩所等事業収入	12,702	14,101
不動産賃貸収入	84	83
その他の事業収入	560	592
営業収益合計	28,303	22,917
営業費用		
受託業務事業費	15,101	8,051
休憩所等事業費	8,183	9,681
不動産賃貸費用	46	33
その他の事業費用	1,324	1,519
営業費用合計	※1 24,656	※1 19,286
関連事業営業利益	3,647	3,631
全事業営業利益	4,890	1,094
営業外収益		
受取利息	6	9
有価証券利息	107	72
受取配当金	※2 407	※2 568
物品売却益	0	0
土地物件貸付料	239	238
固定資産受贈益	39	141
雑収入	304	224
営業外収益合計	1,105	1,255
営業外費用		
支払利息	183	133
震災救援活動費用	67	—
雑損失	86	33
営業外費用合計	336	167
経常利益	5,659	2,182

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※3 9	※3 43
特別利益合計	9	43
特別損失		
固定資産売却損	※4 2	※4 1
固定資産除却損	※5 427	※5 70
特別損失合計	429	71
税引前当期純利益	5,239	2,154
法人税、住民税及び事業税	3,490	1,100
法人税等調整額	△408	471
法人税等合計	3,081	1,571
当期純利益	2,157	583

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
		金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 高速道路事業営業費用					
1 道路資産賃借料			341,425		350,248
2 道路資産完成原価			59,023		1,127,926
3 管理費用					
(1) 維持修繕費		60,346		68,275	
(2) 管理業務費		42,895		44,905	
(3) 一般管理費		35,465		36,959	
計			138,708		150,141
高速道路事業営業費用合計			539,156		1,628,315
II 関連事業営業費用					
1 受託業務事業費					
(1) 受託事業費		13,879		6,941	
(2) 一般管理費		1,222		1,110	
計			15,101		8,051
2 休憩所等事業費					
(1) 休憩所等事業費		6,905		8,378	
(2) 一般管理費		1,278		1,302	
計			8,183		9,681
3 不動産賃貸費用					
(1) 不動産賃貸事業費		33		28	
(2) 一般管理費		12		5	
計			46		33
4 その他の事業費用					
(1) その他の事業費		624		793	
(2) 一般管理費		700		726	
計			1,324		1,519
関連事業営業費用合計			24,656		19,286
全事業営業費用合計			563,813		1,647,601

(2) 科目明細書

① 高速道路事業原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
		金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 営業費用					
1 道路資産賃借料			341,425		350,248
2 道路資産完成原価					
用地費					
土地代		255		2,190	
労務費		0		357	
外注費		2		263	
経費		57		1,236	
金利等		0		337	
一般管理費人件費		0		289	
一般管理費経費		0	316	1,297	5,971
建設費					
材料費		54		1,355	
労務費		1,584		14,795	
外注費		51,360		1,006,731	
経費		647		20,099	
金利等		1,113		51,803	
一般管理費人件費		1,360		8,479	
一般管理費経費		1,359	57,480	12,591	1,115,856
除却工事費用その他					
労務費		32		78	
外注費		1,117		5,874	
経費		4		12	
金利等		12		26	
一般管理費人件費		38		51	
一般管理費経費		21	1,226	53	6,098
			59,023		1,127,926

		前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)			当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
3 管理費用							
維持修繕費							
人件費		4,031			4,179		
経費		56,315	60,346		64,095	68,275	
管理業務費							
人件費		1,965			1,875		
経費		40,930	42,895		43,029	44,905	
一般管理費							
人件費		5,679			5,732		
経費		29,786	35,465	138,708	31,227	36,959	150,141
II 営業外費用							
支払利息			46			—	
震災救援活動費用			17			—	
雑損失			69	133		30	30
III 特別損失							
固定資産売却損			2	2		1	1
高速道路事業営業費用等合計				539,292			1,628,347
IV 法人税、住民税及び事業税			1,189			—	
V 法人税等調整額			△139	1,050		—	—
高速道路事業総費用合計				540,343			1,628,347

② 受託業務事業費
受託事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 1	1	0.0	—	—
II 労務費		196	1.7	130	2.0
III 経費		11,018	97.9	6,238	97.9
IV 一般管理費		35	0.3	1	0.0
当期総製造費用		11,252	100.0	6,369	100.0
期首受託業務前払金		5,272		2,645	
合計		16,524		9,015	
期末受託業務前払金		2,645		2,074	
受託事業費		13,879		6,941	

※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
外注費	10,610	外注費	5,965
業務委託費	338	業務委託費	233

2 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③ 休憩所等事業費
休憩所等事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※	0	0.0	0	0.0
II 人件費		364	5.3	349	4.2
III 経費		6,541	94.7	8,029	95.8
休憩所等事業費		6,905	100.0	8,378	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
業務委託費	1,906	減価償却費	2,550
減価償却費	1,822	業務委託費	2,420

④ 不動産賃貸費用
不動産賃貸事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※	1	5.1	0	0.1
II 経費		31	94.9	28	99.9
不動産賃貸事業費		33	100.0	28	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
租税公課	29	租税公課	28

⑤ その他の事業費用
その他の事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 商品仕入高	※	27	4.4	33	4.3
II 人件費		144	23.1	157	19.8
III 経費		452	72.5	602	75.9
その他の事業費		624	100.0	793	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
業務委託費	190	業務委託費	294
租税公課	101	租税公課	119

⑥ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費は次のとおりであります。

前事業年度	合計	38,679百万円
このうち主なものは次のとおりであります。		
給与手当・賞与	4,377百万円	
役員退職慰労引当金繰入額	12百万円	
賞与引当金繰入額	361百万円	
退職給付費用	1,061百万円	
減価償却費	1,001百万円	
業務委託費	2,562百万円	
ETCマイレージサービス引当金繰入額	5,819百万円	
ポイント引当金繰入額	17百万円	
利用促進費	16,999百万円	

当事業年度	合計	40,103百万円
このうち主なものは次のとおりであります。		
給与手当・賞与	4,362百万円	
役員退職慰労引当金繰入額	12百万円	
賞与引当金繰入額	336百万円	
退職給付費用	1,059百万円	
減価償却費	1,136百万円	
業務委託費	2,600百万円	
ETCマイレージサービス引当金繰入額	5,596百万円	
ポイント引当金繰入額	－百万円	
利用促進費	18,705百万円	

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	65,000	65,000
当期末残高	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	65,000	65,000
当期末残高	65,000	65,000
その他資本剰余金		
当期首残高	6,650	6,650
当期末残高	6,650	6,650
資本剰余金合計		
当期首残高	71,650	71,650
当期末残高	71,650	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
高速道路事業積立金		
当期首残高	26,344	27,767
当期変動額		
高速道路事業積立金の積立	1,423	729
当期変動額合計	1,423	729
当期末残高	27,767	28,497
別途積立金		
当期首残高	11,669	13,976
当期変動額		
別途積立金の積立	2,307	1,424
当期変動額合計	2,307	1,424
当期末残高	13,976	15,401
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,780	2,206
当期変動額		
高速道路事業積立金の積立	△1,423	△729
別途積立金の積立	△2,307	△1,424
当期純利益	2,157	583
当期変動額合計	△1,573	△1,571
当期末残高	2,206	635
利益剰余金合計		
当期首残高	41,793	43,951
当期変動額		
高速道路事業積立金の積立	—	—
別途積立金の積立	—	—
当期純利益	2,157	583
当期変動額合計	2,157	583
当期末残高	43,951	44,534

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	178,444	180,601
当期変動額		
当期純利益	2,157	583
当期変動額合計	2,157	583
当期末残高	180,601	181,185
純資産合計		
当期首残高	178,444	180,601
当期変動額		
当期純利益	2,157	583
当期変動額合計	2,157	583
当期末残高	180,601	181,185

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

(2) 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 原材料、貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	8年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(7) ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「固定資産受贈益」は、営業外収益の総額の10分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた343百万円は、「固定資産受贈益」39百万円、「雑収入」304百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
道路建設関係社債	1,094,143百万円 (額面額 1,095,000百万円)	610,000百万円 (額面額 610,000百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債に係る債務	245,000百万円	1,040,000百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
投資その他の資産「その他」	575百万円	509百万円

※2 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
高速道路事業固定資産		
機械及び装置	－百万円	2百万円
車両運搬具	－百万円	4百万円
関連事業固定資産		
建物	－百万円	8百万円
計	－百万円	14百万円

国庫補助金の受入による圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
高速道路事業固定資産		
機械及び装置	1百万円	3百万円
車両運搬具	23百万円	27百万円
関連事業固定資産		
建物	－百万円	8百万円
計	24百万円	39百万円

※3 関係会社に対する負債の注記

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
預り金	19,528百万円	20,383百万円
高速道路事業営業未払金	13,777百万円	18,795百万円

4 偶発債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
機構	4,263,665百万円	3,931,818百万円
東日本高速道路	12,385百万円	7,336百万円
西日本高速道路	54百万円	31百万円
計	4,276,104百万円	3,939,186百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

- ① 道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
機構	36,951百万円	16,466百万円

- ② 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
機構	361,840百万円	1,505,990百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が795,000百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が386,150百万円減少しております。

5 貸出コミットメント

当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく事業年度末の貸出未実行残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸出コミットメントの総額	6,400百万円	18,000百万円
貸出実行残高	15百万円	－百万円
差引額	6,384百万円	18,000百万円

※6 現先取引

短期貸付金に含まれる現先取引の額及び保有している担保資産の時価は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
現先取引の額	－百万円	11,995百万円
担保受入有価証券の期末時価	－百万円	11,995百万円

(損益計算書関係)

※1 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	509百万円	692百万円

※2 関係会社との取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
受取配当金	407百万円	568百万円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
機械装置	一百万円	6百万円
車両運搬具	9百万円	36百万円
土地	0百万円	0百万円
計	9百万円	43百万円

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
車両運搬具	2百万円	1百万円

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	312百万円	32百万円
構築物	93百万円	36百万円
機械及び装置	10百万円	1百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
無形固定資産	6百万円	一百万円
その他	2百万円	一百万円
計	427百万円	70百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する事業年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	前事業年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産 (工具、器具及び備品)	161百万円	140百万円	20百万円
合計	161百万円	140百万円	20百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

	当事業年度 (平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産 (工具、器具及び備品)	－百万円	－百万円	－百万円
合計	－百万円	－百万円	－百万円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	20百万円	－百万円
1年超	－百万円	－百万円
合計	20百万円	－百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
支払リース料	116百万円	20百万円
減価償却費相当額	116百万円	20百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(1) 道路資産の未経過リース料

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	335,285百万円	333,626百万円
1年超	17,122,885百万円	16,154,908百万円
合計	17,458,170百万円	16,488,535百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

(注) 2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	100百万円	98百万円
1年超	164百万円	65百万円
合計	265百万円	164百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成24年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式5,566百万円、関連会社株式1,600百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成25年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式5,566百万円、関連会社株式1,798百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	32百万円	32百万円
賞与引当金	478百万円	449百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	46百万円	30百万円
退職給付引当金	17,885百万円	18,304百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,056百万円	1,977百万円
その他	2,663百万円	2,708百万円
繰延税金資産小計	23,163百万円	23,502百万円
評価性引当金	△21,105百万円	△21,956百万円
繰延税金資産合計	2,057百万円	1,546百万円
繰延税金負債		
その他	△44百万円	△5百万円
繰延税金負債合計	△44百万円	△5百万円
繰延税金資産の純額	2,012百万円	1,540百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.4%	37.6%
税率変更	58.0%	3.8%
評価性引当額の増減	△37.1%	39.4%
受取配当金	△3.1%	△9.9%
その他	0.7%	1.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	58.8%	72.9%

(企業結合等関係)

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	1,389.24円	1,393.73円
1株当たり当期純利益金額	16.59円	4.48円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益 (百万円)	2,157	583
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	2,157	583
普通株式の期中平均株式数 (千株)	130,000	130,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	180,601	181,185
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	180,601	181,185
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数 (千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

I 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第49回社債
発行総額	金700億円
利率	年0.501パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成25年5月21日
償還期日	平成30年3月20日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

II 重要な契約の変更

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき平成18年3月31日付で締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更することを、平成25年5月17日開催の取締役会にて決議し、それに基づき平成25年6月11日付で変更の協定を締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等」の事業変更許可申請を行い、平成25年6月11日付で許可を受けています。

① 協定の相手方

機構

② 協定締結日

平成25年6月11日

③ 変更の内容

スマートIC（15箇所）及び東海環状自動車道の休憩施設（4箇所）の事業追加、新設・改築事業のうち第二東海自動車道横浜名古屋線（御殿場JCT～浜松いなさJCT）等の事業費の見直しをしております。

これらを受け「修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額」、「道路資産の貸付料の額」及び「計画料金収入の額」が変更されております。

④ 影響

第二東海自動車道横浜名古屋線（静岡県御殿場市駒門から静岡県駿東郡長泉町大字元長窪まで）ほか4区間及びスマートIC（15箇所）に関する工事に要する費用に係る債務引受限度額46,690百万円（消費税込み）が減額となります。

平成35年度から平成62年度までの期間において修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額2,227百万円（消費税込み）、平成26年度から平成62年度までの協定上の計画料金収入15,885百万円（消費税込み）及び平成62年度の道路資産の貸付料2,874百万円（消費税込み）がそれぞれ減額となります。

なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動する場合には、道路資産の貸付料の金額もそれに連動して変動することとされています。

また、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (リース取引関係)」の一部において、この協定の変更内容を反映させた場合には以下のとおりとなります。

2 オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(1) 道路資産の未経過リース料

	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	333,626百万円
1年超	16,152,171百万円
合計	16,485,798百万円

④【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【債券】

種類及び銘柄			券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	満期保有目的の債券	(コマーシャルペーパー)		
		みずほ証券㈱	10,000	9,999
		J A三井リース㈱	2,000	1,999
計			12,000	11,999

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	(譲渡性預金)		
		㈱関西アーバン銀行	—	20,000
		兵庫県信用農業協同組合連合会	—	20,000
		㈱みずほコーポレート銀行	—	13,500
		㈱三井住友銀行	—	13,000
		大阪府信用農業協同組合連合会	—	10,000
		㈱京都銀行	—	5,000
		㈱あおぞら銀行	—	4,500
計			—	86,000

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却累計 額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引期末簿価 (百万円)	
高速 道路 事業	有形 固定 資産	建物	1,787	176	0	1,963	527	94	1,435
		構築物	39,158	2,261	213	41,206	5,503	1,072	35,702
		機械及び装置	78,169	12,669	3,073	87,765	43,284	9,433	44,481
		車両運搬具	13,460	2,854	561	15,752	10,573	1,788	5,179
		工具、器具及び備品	5,655	845	822	5,677	3,543	597	2,133
		土地	228	0	0	228	—	—	228
		リース資産	54	—	—	54	43	11	11
		建設仮勘定（注3）	3,904	15,517	18,258	1,163	—	—	1,163
		計	142,419	34,323	22,930	153,812	63,476	12,997	90,336
	無形固定資産	10,022	2,583	1,716	10,889	7,223	1,217	3,665	
	合計	152,441	36,907	24,647	164,702	70,700	14,215	94,002	
関連 事業	有形 固定 資産	建物	27,057	8,997	396	35,658	7,585	1,707	28,073
		構築物	6,054	2,646	73	8,627	2,749	540	5,878
		機械及び装置	962	700	2	1,660	676	177	984
		車両運搬具	7	—	—	7	2	1	5
		工具、器具及び備品	275	115	4	387	160	40	227
		土地	103,937	5,745	721	108,961	—	—	108,961
		建設仮勘定	11,504	7,703	17,369	1,838	—	—	1,838
		計	149,800	25,909	18,567	157,141	11,173	2,467	145,968
	無形固定資産	379	315	54	640	207	45	433	
	合計	150,180	26,224	18,622	157,782	11,380	2,513	146,401	
各事 業共 用	有形 固定 資産	建物	13,573	572	790	13,355	4,386	520	8,968
		構築物	1,298	24	11	1,311	672	70	639
		機械及び装置	25	—	19	5	3	0	1
		車両運搬具	23	—	11	12	11	0	0
		工具、器具及び備品	2,240	194	86	2,348	1,215	398	1,133
		土地	9,006	6	693	8,319	—	—	8,319
		リース資産	431	190	—	622	264	114	357
		建設仮勘定	150	1,761	1,822	89	—	—	89
		計	26,749	2,749	3,435	26,063	6,554	(549) 1,104	(9,745) 19,509
	無形固定資産	10,935	1,294	387	(5,924) 11,842	6,870	1,598	4,972	
合計	37,685	4,043	3,823	37,906	13,424	2,703	24,481		

区分	資産の種類		期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却累計 額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引期末簿価 (百万円)
その他の 固定 資産	有形 固定 資産	建物	3	264	—	268	73	7	194
		構築物	—	1	—	1	1	0	0
		土地	424	67	72	419	—	—	419
		計	427	333	72	689	74	(3) 7	(—) 614
投資その他 の資産	長期前払費用 (注) 4	3,646	1,208	86	4,769	2,056	514	2,713	
繰延資産	道路建設関係 社債発行費	2,988	735	2,258	1,465	256	1,647	1,209	
	計	2,988	735	2,258	1,465	256	1,647	1,209	

(注) 1. ()内は、高速道路事業配賦分を表示しており、配賦基準は勤務時間比によっております。

2. 各事業共用固定資産の主なものは、工事事務所及び宿舍等であります。

3. 高速道路事業有形固定資産 建設仮勘定の当期増加額の主なものは、料金収受関係設備7,738百万円の取得によるものであります。

4. 投資その他の資産 長期前払費用の当期増加額及び減少額には、ETC前払割引制度のプレミアム(割引)を含めております。

なお、ETC前払割引制度のプレミアム(割引)の増加及び減少は、ETC利用可能な道路を管理する事業者間での精算によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	201	14	34	1(注1)	180
賞与引当金	1,270	1,191	1,270	—	1,191
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	124	—	43	—	80
役員退職慰労引当金	48	18	29	—	37
ETCマイレージサービス引当金	5,825	5,600	5,825	—	5,600
ポイント引当金	26	23	16	9(注2)	23

(注) 1. 洗い替えによる戻入額であります。

2. ポイントの引当金のその他の減少額は、カードポイントをETCマイレージサービスの還元額(無料走行分)に交換したものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

I 流動資産

1 現金及び預金

内訳	金額 (百万円)
現金	364
預金	
普通預金	16,093
定期預金	3,000
その他	16
小計	19,109
合計	19,474

2 高速道路事業営業未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
三菱UFJニコス(株)	5,775
(株)ジェーシービー	4,846
三井住友カード(株)	4,552
トヨタファイナンス(株)	4,294
ユーシーカード(株)	3,249
その他	21,747
合計	44,466

(2) 滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
42,820	1,685,842	1,684,196	44,466	97.4	9.4

(注) 消費税等の会計処理は税抜き方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

3 未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
中日本エクシス(株)	1,923
国土交通省	847
東日本高速道路(株)	511
西日本高速道路(株)	499
滋賀県	116
その他	1,695
合計	5,594

(2) 滞留状況

当期首残高 （百万円）	当期発生高 （百万円）	当期回収高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	回収率（%）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
13,184	38,182	45,772	5,594	89.1	89.7

（注）消費税等の会計処理は税抜き方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

4 有価証券

97,999百万円

内訳は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 ④ 附属明細表 有価証券明細表」に記載しております。

5 たな卸資産

(1) 仕掛道路資産

科目		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	105,168	18,024	2,190	121,003
	労務費	4,737	919	357	5,299
	外注費	9,566	1,309	263	10,613
	経費	66,508	8,181	1,236	73,453
	金利等	10,792	1,412	337	11,867
	一般管理費人件費	3,268	610	289	3,589
	一般管理費経費	4,776	1,560	1,297	5,039
	計	204,819	32,018	5,971	230,866
建設費	材料費	1,345	207	1,355	197
	労務費	22,008	4,175	14,795	11,388
	外注費	1,122,646	280,190	1,006,731	396,105
	経費	31,850	4,872	20,099	16,623
	金利等	58,277	3,539	51,803	10,014
	一般管理費人件費	14,090	2,899	8,479	8,510
	一般管理費経費	20,493	5,275	12,591	13,176
	計	1,270,712	301,161	1,115,856	456,017
除却工事費用 その他	労務費	14	74	78	10
	外注費	494	5,645	5,874	265
	経費	4	10	12	1
	金利等	22	7	26	2
	一般管理費人件費	11	49	51	9
	一般管理費経費	11	49	53	7
	計	558	5,836	6,098	296
合計	1,476,090	339,016	1,127,926	687,180	

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の当期末残高

路線名	当期末残高 (百万円)
第二東海自動車道 横浜名古屋線	424,042
近畿自動車道 敦賀線	104,964
中部横断自動車道	40,906
近畿自動車道 名古屋神戸線	40,180
第一東海自動車道	24,063
その他	30,471
合計	664,628

(2) 商品

	面積 (㎡)	金額 (百万円)
販売用土地		
関東	3,331	761
雑貨	—	1
合計	3,331	762

(3) 原材料

内訳	金額 (百万円)
緑化資材	563
合計	563

(4) 貯蔵品

内訳	金額 (百万円)
通行券類	172
その他	480
合計	652

II 固定資産

1 有形固定資産 256,428百万円

内訳は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 ④ 附属明細表 有形固定資産等明細表」に記載しております。

III 流動負債

1 高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
機構	50,180
中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)	4,311
中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)	3,723
東日本高速道路(株)	3,413
中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)	3,019
その他	47,118
合計	111,766

2 未払金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
未払消費税	39,410
(株)東芝	969
(株)NEXCOシステムズ	855
中日本エクシス(株)	838
沖ウィンテック(株)	493
その他	4,450
合計	47,018

IV 固定負債

1 道路建設関係社債 595,000百万円

内訳は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑤ 連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

2 道路建設関係長期借入金

相手先	金額（百万円）
(株)みずほコーポレート銀行	14,560
(株)三菱東京UFJ銀行	12,160
(株)三井住友銀行	11,360
農林中央金庫	10,560
信金中央金庫	10,560
その他	20,800
合計	80,000

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	名古屋市中区錦二丁目18番19号 中日本高速道路株式会社 総務部
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券に係る印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社ではありますが、全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は上場会社ではありませんので、金融商品取引法第24条の7第1項の適用はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第7期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
平成24年6月28日東海財務局長に提出。
- (2) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類
平成24年8月20日東海財務局長に提出。
- (3) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成24年9月6日東海財務局長に提出。
- (4) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成24年11月2日東海財務局長に提出。
- (5) 半期報告書
事業年度（第8期中）（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
平成24年12月27日東海財務局長に提出。
- (6) 訂正発行登録書（普通社債）
平成24年12月27日東海財務局長に提出。
- (7) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成25年3月7日東海財務局長に提出。
- (8) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成25年5月14日東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債（以下「各社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 (2) 機構による債務引受け等」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

(上記対象となっている社債)

(平成25年6月25日現在)

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第26回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年5月31日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第27回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年5月31日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第28回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年5月31日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第29回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年5月31日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第30回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年9月27日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第31回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年9月27日	20,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第32回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年9月27日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第33回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年9月27日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第34回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年11月25日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第35回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年11月25日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第36回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年11月25日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第37回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月28日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第38回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月28日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第39回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月28日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第40回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年5月23日	40,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第41回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年5月23日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第42回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年5月23日	40,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第43回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年9月20日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第44回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年9月20日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第45回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年9月20日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第46回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年11月9日	60,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第47回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年3月19日	50,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第48回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年3月19日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第49回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年5月21日	70,000	非上場・非登録

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成25年3月31日現在の機構の概要は次のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成25年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

⑤ 資本金及び資本構成

平成24年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

（単位：百万円）

I 資本金	5,255,124
政府出資金	3,884,479
地方公共団体出資金	1,370,645
II 資本剰余金	844,982
資本剰余金	70
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932
損益外除売却差額相当額	△29
損益外減価償却累計額	△3,929
損益外減損損失累計額	△2,061
III 利益剰余金	2,445,282
純資産合計	8,545,389

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、「機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等」に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

(a) 目的

高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

(b) 業務の範囲

- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
- (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
- (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xi) (x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月21日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 浩彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月21日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 浩彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。